

第五章 第二節 第十二 労働省 (五九二一六〇一)

一六八

(五九二)	長野	四七五、八五八 <sup>円</sup>	四七、四五〇	五三三、三〇八	日本通運株式会社長野支店外二事業所
(五九三)	静岡	七〇二、八四二	四五、七〇〇	七四八、五四二	凸版印刷株式会社富士工場外六事業所
(五九四)	愛知	四八二、六七九	三六、三四〇	五一九、〇一九	東海電極製造株式会社外四事業所
(五九五)	三重	二二二、九一九	〇	二二二、九一九	日本板硝子株式会社四日市工場外一事業所
(五九六)	広島	一、二二二、九六九	六一、六七〇	一、二七四、六三九	神岡鋳業株式会社外五事業所
(五九七)	山口	一、四七九、二三四	二四九、九四〇	一、七二九、一七四	山陽電気鉄道株式会社外五事業所
(五九八)	高知	一一一、五七五	一一、一四〇	一三三、七一五	土佐電気鉄道株式会社外一事業所
(五九九)	福岡	一、五四一、四二七	一五四、一二〇	一、六九五、五四七	三菱鋳業株式会社勝田炭鋳外二事業所
計		九、二〇五、三九〇	八四一、〇四〇	一〇、〇四六、四三〇	

不正行為

(六〇〇) 職員的不正行為に因り国に損害を與えたもの

(六一三) 埼玉県労働部職業安定課外一三箇所、昭和二十四年二月から二十五年六月までの間に、関係職員により保険料等をほしのままに領得されたものが、左のとおり一四件計一四、八〇〇、一一一円(うち二十五年十月末現在補てんされた額一、九二一、七四七円)ある。

庁名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(六〇〇) 埼玉県労働部職業安定課	収入官吏 角田某	二四年四月	三、〇一一、七七八 <sup>円</sup>
(六一三) 兵庫県労働部失業保険徴収課	同 地方事務官 松井某	二四年六月	三、六九一、八四六

(六〇二) 福岡県労働部失業保険徴収課	同 平野某	二四年三月から七まで	五三〇、〇七六
(六〇三) 宮崎県労働部職業安定課	雇 長友某	二五年二月から四月まで	二〇〇、六〇六
(六〇四) 茨城労働基準局	労働事務官 所某	二五年一月	一、四〇二、七五二
(六〇五) 和歌山労働基準局	収入官吏 松田某	二四年一月	六三、五二一
(六〇六) 名古屋中公共職業安定所	労働事務官 森実某	二四年九月ごろから六まで	四六二、五二一
(六〇七) 小野田公共職業安定所	資金前渡官吏 石川某	二四年一月まで	一、八四二、四七一
(六〇八) 直方公共職業安定所	労働事務官 日高某	二四年二月から四月まで	二、四〇四、八一四
(六〇九) 入幡公共職業安定所	雇 久保某	二四年一月から五月まで	六九、〇九八
(六一〇) 鳥栖公共職業安定所	同 大塚某	二四年八月から二月まで	五〇一、四四三
(六一一) 八代公共職業安定所	臨時事務員 米田某	二四年一月から二月まで	二七五、〇〇〇
(六一二) 松戸労働基準監督署	労働事務官 平原某	二四年二月から七月まで	九五、八七八
(六一三) 田辺労働基準監督署	同 近藤某	二四年一月から五月まで	二四八、三〇五
計			一四、八〇〇、一一一

第十三 建設省

第五章 第二節 第十二 労働省 (六〇二一六二三) 第十三 建設省

一六九



(一) 一般会計

建設省における経理につき不当と認められた事項は後述のとおりであるが、なお官庁管轄工事に関しては、認証外の工事を実施していたもの、四半期別予算の配賦前仮契約により着工したもの、年度末において工事が未完成情况であつたのに工費の全額を支出し、一部を現金で別途保管していたもの、工事の設計計画当を得ないと認められるもの、又、工事の仕様書又は図面どおり施行していなかつたため手直しなどは正されたものが多数ある。

未 收 金

(六一四) 工事費分担金の徴収に当り処置当を得ないもの

(部)雑収入 (款)雑収入 (項)公共団体工事費分担金

近畿地方建設局が施行した表六甲新生田川外五河川の昭和二十四年六月デラ台風による災害復旧工事費分担金として兵庫県から五、七九五、〇〇三円を収納しているが、災害復旧工事は改良計画による既改修箇所の被害復旧を目的とするものであるのに、本件工事は未改修箇所の改良工事を施行したものであるから、これを県が工事費の三分の一を分担する災害復旧工事として施行したのは適當でなく、当然県が二分の一を分担する改良

工事として施行すべきもので、二、八九七、五〇一円を更に分担させるべきである。

予 算 経 理

(六一五) 直轄工事費の経理が著しく不当なもの  
(六一七)

(部)公共事業費 (款)公共事業費 (項)一般公共事業費 (項)災害関係公共事業費

(六一五) 関東外一地方建設局で、直轄工事費のうち架空の出面により人夫賃の名義で支拂に立てるなどの方法により富士川工事事務所で三、六〇〇、〇〇〇円、長崎国道工事事務所で三、五四〇、五八二円、川内川工事事務所で六、〇二二、〇六九円計一三、一六二、六五一円の資金を保有し、年末手当、借入金利息等に使用するなど予算外に経理を行つたものがあり、昭和二十五年九月本院会計実地検査当時それぞれ手元に保有していたものが

- 富士川工事事務所 一五四、六六六円
- 長崎国道工事事務所 一七六、五四八円
- 川内川工事事務所 一、〇六〇、六二八円

ある。

なお、富士川工事事務所においては二十五年三月保有金のうち六四八、八八三円が盗難にあつている。

(部)公共事業費 (款)公共事業費 (項)一般公共事業費



(六一六) 中部地方建設局で、直営により施行した木曾川上流改修工事の経理を見ると借入金により工事を繰上施行し、その返済に充てるため正規の予算から支出したものを更に予算外に附帯工事を施行しその結果借入金の返済に窮して、労力費の付掛を行い、又は設計土量を過大に見積る等の方法により財源のねん出を図るなど、長期にわたつて不正に関係書類を作製し、事実にはそわなない経理をしたばかりでなく、ひいて附帯工事費負担金を徴収してないものがある。

(1) 右は昭和二十三年五月から七月までの間に愛知県から八、〇〇〇、〇〇〇円を借り入れ、そのうち六、六八八、〇二四円を使用して同県葉栗郡宮田町及び草井村地先の宮田、一宮、起の各築堤工事を繰上施行し、八月以降において前記各築堤工事費等の予算から右借入金使用相当額を支出したが、これを返済に充てることなく更に附帯工事である宮田用水頭首工事を予算外に施行し、その労力費として五、四九四、二七九円を使用した結果、借入金返済の財源として左表のとおり二十三年度中に二、二九〇、七四九円、二十四年度において一、二〇四、〇〇〇円計三、四九四、七四九円を、あるいは労力費の付掛を行い、あるいは設計を過大に見積つてねん出し、これに二十四年度の宮田用水頭首工事費予算のうちから支出した二、〇〇〇、〇〇〇円と、前記借入金使用未済額二、五〇五、七二〇円をあわせ、二十四年四月から十一月までの間に返済を了したものである。

年度	工事名	正当労力費	付掛し又は設計を過大に見積つた労力費	備考
二二	宮田、一宮、起各築堤工事	六、二〇三、五二四 <sup>円</sup>	五三五、六二四 <sup>円</sup>	借入金によつて繰上施行しその返済に充てるため正当予算から支出する際過大に計上したもの
二四	北方築堤工事	四、八二〇、一七七	一、二〇四、〇〇〇	設計において土量四三、三〇〇立米を約一割過大に見積るなどによつたもの
計		一一、〇二四、六九三	二、四〇八、六二四	

(2) 又、二十三年度において宮田用水頭首工事の労力費に使用した五、四九四、二七九円については、そのうち二、〇〇〇、〇〇〇円だけを二十四年度の附帯工事費予算から支出したにとどまり、残額三、四九四、二七九円はそのまゝ表面に現れない工事費として経理したため、右に対する附帯工事費負担金一、三八六、七一九円を宮田用水普通水利組合から徴収できなかつたもので、要するに本件は直営工事の施行に当りその経理が著しく当を得ないものである。

(部)公共事業費 (款)公共事業費 (項)一般公共事業費 (項)災害関係公共事業費

(六一七) 九州地方建設局肝属川工事事務所で、肝属川改修一二工事及び災害復旧一三工事を施行するに当り、経理がびん乱しているものが左のとおりある。

昭和二十四年度において、前記工事のうち改修二工事及び災害復旧九工事は年度内未完成又は未着手であつたのにこれを完成したように関係書類を作製し、あるいは工事の一部を請負に付しているのに直営で施行したようにしており、他方二十五年二月から四月までの間に架空入夫延三一、〇四一人を付け掛けて入夫賃六、三五



八、二九〇円を支出し、これを別途に現金又は預金として保有し三月から六月までの間に工事費の支拂代金に充てている。

しかして、右請負工事については正式の手続も経ず工事量を確認しないで請負に付し、代金として支拂つたものの当否も確認できない状態であり、又、設計書どおりの工事を施行したように書類を整理しながら他の工事を施行する等帳簿書類の整理が事実にならず、二十四年度の工事費の決算額については確認することができない状況である。

工 事 (六一八)―(六二五)

(六一八) 直轄河川工事の施行に当り処置当を得ないもの  
(六二〇)

(部)公共事業費 (款)公共事業費 (項)一般公共事業費

関東地方建設局で、昭和二十四年度中実施した利根川改修工事の施行に当り、処置当を得ないものが左のとおりある。

(六一八) 茨城県猿島郡新郷村中田地先利根川左岸の引堤工事(土量二二〇、〇〇三立米、工事費一〇、四三四、二七六円)は、既定の利根川増補計画に基き昭和二十三年度から引き続き施行した工事の二十四年度の工事費であるが、二十四年度当初において当時立案中の利根川改訂増補計画の決定を見越して、既定の増補計画により実施

すべき堤防の断面より更に大きく裏側に土砂をまき出したところ、地元では立案中の改訂増補計画による堤敷の拡幅に必要な土地の買収に應じないため、やむなく八月に至り堤防法線を最大六米前進させることにして、右の既にまき出した土砂二三、四三八立米を堤防表側に切り返し、これがため工事費約百十七万円の手戻りを生じたものである。

(六一九) 栃木県下都賀郡生井村下生井地先渡良瀬川左岸堤防増補工事(土量二二、六〇〇立米、工事費三、〇五〇、九〇七円)は、従来から渡良瀬遊水池周辺の堤防増補工事がすべて前腹付け(表側)の工法で行われた前例により既設堤防に前腹付けをしたものであるが、この工事区間にあつては裏側に用地の余裕がある上に、昭和二十三年度に施行した応急かさ上げが裏側に寄つて実施されているので本件工事は後腹付け(裏側)の工法によれば前年度応急かさ上げをしたものを表側に切り返す必要もなく、且つ、既設の堤防表側はこれをそのまま利用できるので、堤防の強度もまざりきわめて有利なものと認められるのに、前腹付け工法により工事を施行したもので、もし後腹付けの工法で実施したとすれば、約六十六万円の工事費が節減できたものである。

(六二〇) 昭和二十四年十月阪神築港株式会社に請け負わせた茨城県潮来町地先利根川機械しゅんせつ工事は、電気式しゅんせつ船を使用し二〇〇、〇〇〇立米のしゅんせつ工事をを行うもので、これに使用する電力は、二十三年度に実施した利根川増補機械しゅんせつ工事の実績立米当り一KWH七を基礎とし、地理的條件等により四KWHを要するものとして立米当り九円六六で単価契約をなし計一、九三二、〇〇〇円を支拂つたものである



るが、右は当局者の計算によつても立米当り二KWH八六で足り、これにより計算すればその料金は一、三八六、〇〇〇円程度で足りたものである。

(六二二) 災害復旧補助工事費の査定又は工事の施行当を得ないもの  
(六二五)

(部)公共事業費 (款)公共事業費 (項)災害関係公共事業費

都道府県災害土木費及び災害土木助成費に対する国庫補助金の昭和二十四年度支出額は百二十七億三千七百余万円、国は都道府県の工事費に対し災害復旧は三分の二、災害土木助成は二分の一を補助するもので、災害復旧工事は原形復旧を建前としているが、災害復旧補助工事について実施した本院会計実地検査の結果、工事費の査定又は工事の施行当を得ないと認められるものが左のとおりあつて、これら工事に対する補助金はこれを交付すべきではなかつたものと認められる。

(一) 災害復旧工事費の査定当を得ないもの

(六二二) 建設省で、宮城県玉造郡鳴子地内江合川筋の堤防護岸昭和二十三年災害復旧の工事費を六六、二六一、〇〇〇円と査定したものがあつた。

右工事中控横堤第三工区の分延長七三米、第四工区の分延長一七二米の工事費計六、七六一、二〇五円は、再度被災の場合被害を部分的ならしめ、且つ、堤内の排水処理を目的として築造するものであるが、本堤は直高七米の練石積堤防に護岸を施行し、二十三年災害当時の最高水位からなほ一米五〇の余裕高があるので、更に

本件控横堤を築造するのは原形復旧を本旨とする災害復旧補助の範囲を越えたものと認められる。

(二) 災害復旧工事及び災害土木助成工事の施行当を得ないもの

(六二三) 宮城県で、昭和二十四年九月工事費一八、一一一、三八一円で請負施行した江合川左岸堤防二十三年災害復旧工事の設計は、築堤盛土五三、六一二立米を全部背負運搬で施行するものとし立米当り一八五円九〇総額九、九六六、四七〇円を計上しているが、二十五年五月その実地を調査したところ工事箇所は機械使用に適した場所であり、現に請負人はブルドーザー及びトロを使用施行した状況であり、本件設計に當つてはブルドーザーの使用を当初予定することが困難であつたとしても、少くともトロ使用により設計すべきものと認められる。もしこれによつたとすれば盛土立米当りは約百二十円となり三百四十万円程度は減額できたものである。

(六二四) 宮城県で、昭和二十四年十二月工事費二四、〇〇〇、〇〇〇円で施行した梅田川兩岸堤防復旧工事のうち仙台市原ノ町若竹新田地先右岸一五〇米、左岸一〇〇米の築堤は、二十五年五月その実地を調査したところ築堤盛土に全く不適當の腐しよく土を使用したため三月完成直後雨水の浸透により自然崩壊をきたしている状況であつたので注意したところ、県は補助外工事として工費五十万円をもつてその手直しを実施した。

(六二四) 富山県で、昭和二十三年十月工事費七、二五二、〇〇〇円で請負施行した小矢部川堤防二十三年災害復旧工事は築堤盛土五、三一六立米を実施したものとし支拂をしているが、二十五年七月その実地を調査したところ設計に誤算があり、二、〇九九立米分に対する工事費等約四十六万円が過大に支拂われている。又、利賀



川左岸堤防復旧工事も設計に対する出来高不足等のため約十四万円が過大な支拂となつてゐる。

(六一五) 兵庫県で、昭和二十四年六月工事費一、四六一、〇四三円で請負施行した津名郡水越地内県道の二十三年災害復旧工事は延長七五米に根固捨石及び路面復旧をするものとして九二二、六四〇円で査定を受けたものであるが、二十五年七月その実地を調査したところ、練石積五七平米、幅員二米五のコンクリート舗装一八一米及び波除壁一八一米をあらたに施工したもので原形復旧を本旨とする災害復旧補助の範囲を越えたものと認められる。

### 第三節 政府関係機関別事項

#### 第一 日本専売公社(専売局特別会計を含む。)

日本専売公社の経理で、不当と認められた事項は後述のとおりであるが、なお左の事項については留意が望ま

##### 一 たばこ事業

(1) 販売に適しない製造たばこ 昭和二十四年度における製造たばこの供給数量は、前年度からの繰越を  
あわせ七百七十億三千八百余万本、うち年度中の販売数量は六百五十七億五千余万本で、年度末残高は

百十二億八千七百余万本となり。年間を通じて多量の手持となつたのであるが、このため年度内に一億七千余万本、又、二十五年度では九月までに更に八億三千五百余万本の販売不適品を生じ、それぞれ更装処理をしている状況である。販売不適品となつた事由としては、在庫量が適正量を越えた外、これに原料の関係並びに製造及び保管施設その他の不備も競合したものと認められるが、製造計画数量が販売見込数量に即応するよう機宜の処置がとられることが望ましい。

(2) 材料の調達 (イ) 材料品のうち両切たばこ用の外小函、中小函については、京都工場での大部分を製造し、同工場能力の不足分として、凸版印刷株式会社外四会社に材料を官給して加工させ、約七千九百万円の代金を支拂つてゐるが、京都工場の製造能力にはなお活用の余地があり、同工場の二十四年九月から二十五年三月までの操業実績を年間を通じて確保し得るものとすれば、外注数量の約半量は直接製造できるものと認められる。又、(ロ) 三島製紙株式会社外三会社から収納したたばこ用巻紙九、二〇〇、八六四封度の賠償価格七億七千六百余万円については、主要原料である亞麻纖維の代替品として低価な国内産故麻の入手が増加したばかりでなく、二十三年五月から朝鮮故麻を公社のあつ旋により入手し得るようになったので、この事情をいんしやくしてすみやかに価格を改訂すべきものであつたと認められる。

(3) 保管寄託料 葉たばこ並びに製造たばこの保管については、公社倉庫が不足しているため民間倉庫に保管を寄託し、その保管料の支拂額は二億四千四百余万円の多額に及んでいるが、倉庫を拡張し寄託料の



節減を図ることが望ましく。

二 塩事業

- (1) 輸入塩の粉碎加工 二十四年度における輸入塩百五十七万余屯のうち三十万余屯を粉碎塩に加工し、一億四千百余万円の加工費を支出しているが、多数の会社に分散委託したので、集中委託の場合に比べ原塩が各工場所在地に回送され、しかも割当数が僅少なため受託工場においては年間の大半を操業休止するなどにより、経費が割高に当っている。
- (2) 塩の回送 塩の回送については、操作が不手際であったり、運賃率の適用を誤つたりした事例もあり、又、回送賃率の調整の処置が遅延した点もあつて、相当改善の要があると認められる。  
なお、公社もこれに留意し、二十五年七月末あらたに輸送部を設け、回送経費の使用について鋭意改善に努力中である。

未 收 金

(六二六) 物品売渡代金の収納が遅延しているもの

(款) 専売公社事業収入 (項) しょう脳事業収入

日本専売公社大阪地方局で、昭和二十四年一月から五月までの間に、筒中セルロイド株式会社に売り渡した

改乙しよう脳代金二五、八二三、一五〇円(遅延利息を含む。)が二十四年度末において収納未済となつている。  
なお、二十五年十二月八日現在まだ二二、八七四、一七二円(遅延利息を含む。)がまだ収納されていない。

予 算 経 理

(六二七) 予算の使用当を得ないもの

(款) 専売公社事業費 (項) 煙草事業費

日本専売公社で、昭和二十四年度において本社及び東京外八地方局職員宿舍、同敷地の新築又は購入費等として一三〇、八七六、五九四円を支出したものがあつた。

右経費は、日本専売公社業平工場復旧工事費として積算された一三九、六〇七、〇〇〇円のうち、同年度に施行した同工場倉庫復旧工事費としてわずかに八、七三〇、四〇六円を支出し、残額をそれぞれこれに充てたものであるが、本費予算は当該年度に同工場の復旧を完成させるための所要経費として積算されているものであつたのに、前記のようにその大部分を職員宿舍及び同敷地の新築又は購入費等に充て、結局工場復旧のために別に二十四年度において修繕費から二四、八五九、九七二円を支出し、又、二十五年において重ねて四二、九〇〇、〇〇〇円の予算を要求しているのは、予算使用上の処置当を得ないことに因るものである。



物 件 (六二八)(六二九)

(六二八) 輸入塩のかん水混和再製に当り処置当を得ないもの

(款) 専売公社事業費 (項) 塩事業費

日本専売公社高松外一二地方局で、昭和二十四年度中に製塩業者に輸入原塩一一一、九〇四屯を交付し、これにかん水を混和して再製する作業を請け負わせ、再製塩を輸入原塩交付数量の八七%の割合で九七、三五六屯納付させ、一九一、四三〇、三六九円を支出したものがあつた。

この納付割合は、輸入原塩が塩化ナトリウムの含有量平均八七%五の品質のものであると見込んで決定したものであるが、実際に輸入された原塩の品質は塩化ナトリウムの含有量平均九一%九であつたから、右の納付割合は含有量に即応し適宜調整を要するものであつたのに、当初決定したままの納付割合で再製塩を納付させたのは、製塩業者に対する取扱が緩かに過ぎたものと認められる。

その具体的事例をあげれば左のとおりである。

- (1) 徳島地方局で、二十四年九月から二十五年三月までの間に、本齊田塩業協同組合に対し輸入原塩五、七七〇屯、鳴門合同塩業協同組合に対し五、二六四屯を交付し、再製塩納付割合八七%として本齊田塩業協同組合から五、〇二〇屯、鳴門合同塩業協同組合から四、五八〇屯を納付させているが、両組合の再製の状況から

見て、再製に際し輸入原塩に混和した組合所有のかん水から生産される白塩量を総生産量から差し引き輸入原塩の再製歩留を算出すれば九二%から九三%になつていゝ実状である。

- (2) 大阪地方局で、二十四年九月から二十五年二月までの間に、赤穂東浜塩業協同組合に対し輸入原塩六、一〇三屯、赤穂西浜塩業協同組合に対し六、二三七屯を交付し、再製塩納付割合八七%として東浜塩業協同組合から五、三一〇屯、西浜塩業協同組合から五、四二六屯を納付させているが、両組合の再製の状況から見て、輸入原塩に混和した組合所有のかん水から生産される白塩量(両組合における従来かん水から生産される白塩の生産歩留率適用の上)を総生産量から差し引き輸入原塩の再製歩留を算出すれば九一%から九一%七になつていゝ実状である。

(六二九) 物品の購入に当り処置当を得ないもの

(款) 専売公社事業費 (項) 煙草事業費

日本専売公社で、昭和二十四年六月から九月までの間に、三南商事株式会社から盗難防止用亜鉛引有刺鉄線二〇〇屯を価額一〇、七〇五、八五六円で購入し、各支部局に保管転換したもののうち、在庫となつていゝものが二十五年四月から九月までの本院会計実地検査の際調査したところ、一六八屯余(価額約九百万円)あり、不急の物品を購入したものである。

不正行為



(六三〇) 職員の不作為に因り公社に損害を與えたもの  
(六三五)

日本専売公社千葉支局外五箇所で、昭和二十三年一月から二十五年六月までの間に、関係職員により製造たばこの売渡代金、製造たばこ等をほしいまゝに領得などされたものが、左のとおり六件計一八、七一八、八四六円(うち二十五年十月末現在補てんされた額四、八六四、九八八円)ある。

所 名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(六三〇) 日本専売公社千葉支局	販売業務員 仁藤 某	二五年六月	二二二、五三四
(六三一) 芝出張所	事務員 風祭 某	二四、一ごろから 二五、四ごろまで	一三、七九九、二〇〇
(六三二) 龜山出張所	同 原 某	二五、二から 四まで	八六九、〇三二
(六三三) 堺出張所	配給員 太田 某	二四、六	一九二、一三六
(六三四) 入幡出張所	販売業務員 吉田某外二名 事務員 羽島 某	二三、一ごろから 二四、一まで 二四、二から 二五、三まで	三、三五九、八四六 二八六、〇九七 一八、七一八、八四六
(六三五) 鹿屋出張所	計		

備考 製造たばこについては売渡価格による換算額で掲記した。

その他

(六三六) 輸入塩の回送に当り処置当を得ないもの

(款)専売公社事業費 (項)塩事業費  
日本専売公社大阪地方局で、輸入塩の受入に当り、本船から荷卸し、倉入作業をしている期間に、既に倉入した輸入塩を倉出して他へ回送したものが一四、二九九屯余あり、又、荷卸作業期間中に回送命令を受け作業期間終了後において倉出回送した数量のうち、輸入船からのトランシップによつて他に回送し得たと認められるものが八、三六一屯余ある。右は輸入船から直接機帆船へ荷卸し回送すれば、取扱荷役費のうちのはしけ賃及び倉入費を約七百三十六万円節約し得る余地があつたものである。

第二 日本国有鉄道 (国有鉄道事業特別会計を含む)

未 收 金 (六三七)―(六四六)

日本国有鉄道における營業收入等の收納状況は、おおむね良好と認められるが、なおその処置当を得ないものが左のとおりある。

(六三七) 收納処置緩漫に失すると認められるもの  
(六三八)

(六三七) 日本国有鉄道経理局で、茨城交通株式会社外三二会社に対する昭和二十四年度分の連絡運輸料金のう



ち、六四、一四九、七九一円(延滞償金を含む。)が二十五年八月末現在(本院会計実地検査当時)まだ収納されて  
いない。

(六三八) 日本国有鉄道四国鉄道局で、高知通運株式会社に対する貨物後納運賃の滞納は毎月とも約二箇月分相当  
額となつていて、滞納額は昭和二十五年六月現在(本院会計実地検査当時)四三、四七四、四九七円(延滞償金を  
含む。)に及んでいる。

(六三九) 予納金を徴収せず反対給付完了後に至るも代価納入が著しく遅延しているもの  
(六四三)

(六三九) 日本国有鉄道東京外八鉄道局で、昭和二十四年度前期分は四月、後期分は十月に前納させなければなら  
ない自動車等の構内営業料を前納させなかつたものがあり、二十五年七月末現在まだ九、四三五、九六四円が収  
納されていない。

(六四〇) 日本国有鉄道東京鉄道局で、小湊鉄道株式会社外四会社の委託調弁品である石炭五、一〇四屯(価額一  
八、五七五、八三六円)は、昭和二十四年九月までに現品引渡済にもかかわらず、そのうち五、〇〇九、一五三円は  
二十五年八月末現在まだ収納されていない。

(六四一) 日本国有鉄道東京鉄道局水戸管理部で、昭和二十四年度分専用側線巡回費二、五一四、一一九円は予納さ  
せなかつたばかりでなく、そのうち株式会社日立製作所外一二会社分三九五、四一〇円は二十五年八月末現在  
まだ収納されていない。

(六四二) 日本国有鉄道門司鉄道局で、九州車輛株式会社外二会社の委託調弁品鋼材等(価額二、三八四、五四八円)  
は昭和二十四年四月までに現品引渡済にもかかわらず、一、九八四、五四八円が二十五年十月末現在まだ収納さ  
れていない。

(六四三) 日本国有鉄道仙台鉄道局で、仙台鉄道株式会社から昭和二十二年十月機関車一両、二十三年九月有がい  
貨車三両の修繕の委託を受け、それぞれ当該年度に完成して引渡済であるのに、その修繕価額五六九、四二〇  
円のうち五一九、四二〇円は二十五年七月末現在まだ収納されていない。

(六四四) 徴収決定未済のため収納遅延となっているもの  
(六四六)

(六四四) 日本国有鉄道東京鉄道局で、東京急行電鉄株式会社外一一会社から徴収すべき連絡駅における施設の共  
同使用料昭和二十四年度後期分七、三四六、二八五円については年度内に徴収決定未済であり、二十五年八月に  
至りその一部につき徴収決定を了したが、五、八三六、九三六円は九月末現在まだ徴収決定さえされていない。

(六四五) 日本国有鉄道東京鉄道局で、日本通運株式会社外一六会社から徴収すべき後納運賃に対する延滞償金  
三、一六九、一九五円は、昭和二十四年度内には徴収決定未済であり、二十五年八月に至つてようやく徴収決定  
された。



(六四六) 日本国有鉄道名古屋鉄道局名古屋管理部で、松浦某外一七名から徴収すべき名古屋駅構内の用地及び建物一、七二五平米の昭和二十四年度分使用料二、一九〇、九二〇円は年度内には徴収決定未済であり、二十五年六月から二十六年三月までの間に分割徴収決定することとなった。

工 事

工事の施行については、請負代価の算定高価に過ぎると認められるものが随意契約に多く見受けられ、これは予定価格の作製に当つて、労務の歩掛、資材の歩損等の積算が過大であつたり、追加工事費の積算を誤つたりしたことによるもので、その事例は左に掲記のとおりであるが、その外にも設計の際の基本調査が不十分のため施工が現地に適合せず、又は過大な施設となつており、設計遅延等のため、一連の工事を分割施行して不経済になつたり、現場の実績記録の利用が不十分なため、ひいては工事費の増こうをきたした事例もある。なお請負工事において、工事代金の一部を前渡する場合は契約上これを明らかにし前渡金の利子相当額だけは工事代金を低減させる余地があると認め注意したところ、昭和二十五年十一月以降是正された。

(六四七) 工事費の精算当を得ないもの  
(六五一)

(款)建設改良費 (項)建設改良費

(六四七) 日本国有鉄道信濃川工事事務所で、昭和二十四年度第三期信濃川発電設備水路、水道工事の請負施工に

当り、仮設材として使用する坑木その他の木材一一五、八六九石の代価として九二、六九五、二〇〇円を請負契約金額中に計上しているものがある。

右木材のうち、その約六〇%の七〇、〇〇〇石は丸太材で坑木として使用され、他の約四〇%は矢板、角材、堰板等であるが、丸太材は坑木として繰り返し三回使用できるものとして坑木延所要量の三分の一の数量が見込まれ、その代価については坑木使用後は残存価値はないものとして、丸太価格の全額を支拂う計算となつていゝものである。

しかし、本件工事については丸太の規格寸法、丸太の受ける土圧と破損歩合、丸太の繰替使用の速度と丸太の腐蝕事情、使用済丸太材のおびただしい数量と板材、角材等としての更生利用の途等を勘案すれば、坑木としては使用価値になくなつても、まだこれを他の仮設材として更生の上使用するだけの価値はあるものとして取り扱ひ得るものであるから、丸太の残存価値は坑木三回使用により全然なくなるものとして取り扱ひ、他の仮設材についてそれぞれ独立の代価を計上しているのは、請負代金の算定が緩に過ぎるものと認められる。

現に、二十五年六月本院会計実地検査の際調査するに、使用済坑木は坑外に搬出され、業者製材所で他の仮設材である板材、角材等に加工され再度使用されていて、平均三回使用後もまだ残存価値はあると見なければならぬ状況であつた。

なお、敦賀線衣掛、道堀、請負工事の坑木は使用後四〇%の残存価値を見ているが、いま仮にこの四



〇%をとつて計算すると本契約は約二千二百万円を節減し得たこととなる。

(六四八) 日本国有鉄道信濃川工事事務所、昭和二十四年度中に西松建設株式会社外七会社に随意契約で請け負わせた第三期水路、道掘、その他その一工事の代金として支出したもののうち、三〇、三〇七、六四八円は当初の工事に引き続いて施行されることとなつていたその二工事の請負契約が、二十四年九月の契約制度改正による手続等のため、約一箇月程遅延し作業停止期間を生ずるので、工事の進ちよくを計るため設計変更をし、正規の契約更改の手続をとらず、その一工事と同一単価で施行したものに對する支出金額である。

しかし、工事契約当初の工事単価は、主体工程をしゅん功させるに必要な附帯経費を、その工事量の直接経費に加算して割り出されたものであるから、既定工事量を異動する場合は計算を改定の上新単価を決定すべきであり、本件の場合仮設備費、労務者旅費等附帯経費は請負額の追加工事の単価には積算する必要がなかつたものであるから、これを除くと追加工事についての附帯経費は約三分の一で足りるものであり、三百九十万円は新単価設定により節減し得たものである。

(六四九) 日本国有鉄道東京鉄道局新橋工事で、昭和二十四年一月随意契約で株式会社間組に請け負わせた大井工機部大船分工場電車職場鉄材加工その他工事及び同職場鉄骨建方その他工事の代金として二十四年度中に三六、六一〇、七五一円を支出したものである。

本件工事は四、八九五平米の鉄骨工事であつて、平米当り工事費七、四七九円の積算に當り、材料費は六二四円(使用鋼材四五〇屯うち二〇〇屯は支給品)鉄骨工その他人工は屯当り二八八六、一人工労務費五一六円(平米当り使用鋼材〇・〇九二屯として、平米当り労務費一、三五七円、その他諸経費(鋳製作及び塗裝を含む)五、四九八円としたものであるが、(イ)労務費にあつては本件のような鉄骨建家の鉄材加工及び鉄骨建方工事に要する鉄骨工その他の人工は通常屯当り二六八(鉄骨工二〇人、鳶工四人、人夫二人)が適當と認められ、これによれば平米当り人工は二人三九二となり、労務費単価を、鉄骨工四四〇円、鳶工三二五円、人夫二九七円とすれば、平米当り九八四円で差引三七二円が過大な計算であり、又、(ロ)その他諸経費中に当然直接労務費に含まれていると認められる平米当り鋳打作業費一、三〇〇円、鉄材購入に要する諸費用一五六円、割増附帯費二五八円、その他六二六円計二、三四〇円が重ねて積算されており、(イ)、(ロ)をあわせ平米当り二、七二二円高価となつていて、結局本件工事費は約千三百万円過大に積算されたものである。

(六五〇) 日本国有鉄道新潟鉄道局米沢工事で、昭和二十四年三月鉄道建設興業株式会社に随意契約で請け負わせた赤岩駅通過線新設その二、その三工事の代金として合計六、一三七、八〇八円を支出したものである。本工事費に積算された労務費は一六、八四三人工分三、八六三、〇〇六円であるが、人工の所要量を実際の工事について検討すると、標準歩掛に列車の運行の際の手待二割を加算しても五、五〇〇人工程度で足りるものであり、本件労務費は著しく過大と認められ、又、雑費及び経費もこれに比例して増大しているものである。いま仮に標準歩掛の二割増程度で本件工事費を計算すれば、約二百万円は節減し得た計算となる。



(六五二) 日本国有鉄道新潟鉄道局新津管理部で、昭和二十四年七月及び九月に鉄道建設興業株式会社に随意契約で請け負わせた大河津、地藏堂間信濃川分水路橋梁橋脚新設その他その一及びその二工事の代金として合計五、七八二、〇〇〇円を支出したものである。

右工事は、二十三年度に行われた低水敷構桁更換工事その他に引き続き大河津側高水敷の橋脚増設工事であつて、特に難工事でもないから左表の算出内訳のとおり、通常四、〇〇〇、〇〇〇円程度で契約できた工事と認められるものである。

工事種類	数量	単価	金額
根掘	五四立米	六〇〇	三二四、〇〇〇
杭打	一〇〇本	五、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
栗石	三〇立米	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
コンクリート	六〇	二、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
躯体コンクリート	四七〇	二、五〇〇	一、一八〇、〇〇〇
井筒コンクリート	一一〇	三、〇〇〇	三三〇、〇〇〇
蓋コンクリート	一四・三	四、五〇〇	六五、〇〇〇
中埋砂	八四	八〇〇	六七、〇〇〇
井筒洗下一四米に対する分その他雑費			五〇〇、〇〇〇
建物移設	二〇平米	二、〇〇〇	四〇、〇〇〇
小計			三、一五六、〇〇〇
経費			八四四、〇〇〇
計			四、〇〇〇、〇〇〇

備考 セメントは全量日本国有鉄道から支給。

物 件(六五二)―(六六〇)

(六五二) 物品の調達に当り処置当を得ないもの

(六五三)

(六五二) 日本国有鉄道資材局で、制帽部品であるひさしを昭和二十四年五月及び六月に紙製五〇、〇〇〇個(代価一、八一二、〇〇〇円)、五月から八月までに革製一〇七、〇〇〇個(代価五、八一三、三一〇円)購入したものである。

右は、年度当初の要求数一二七、〇六六個(六月に九八、九九六個に減少)に対し在庫数(制帽製品共)は、一三四、四一七個であつたにもかかわらず、これを購入したものであるが、その結果二十四年度末紙製五〇、〇〇〇個、革製一五六、〇五〇個の残高を生じ、又、二十五年七月紙製五〇、〇〇〇個(帳簿価格二、七九六、〇〇〇円)は乙種貯蔵品(五五九、〇〇〇円)に組み替え売渡を予定している。

(六五三) 日本国有鉄道資材局で、昭和二十三年度に京三製作所からコード受信器外一点三三〇個を代価六、二四二、〇〇〇円で購入し、使用しないまま死蔵し、結局二十四年十二月に至つて同製作所に一七五、〇〇〇円で売り渡してゐるものがある。



右は、既に使用停止のことに決定されていたものを購入し、後に至つてこれを低価で売り渡したものである。

(六五四)  
(六五五)

物品の購入に当り検収処置当を得ないもの

(六五四) 日本国有鉄道資材局で、昭和二十四年一月から八月までの間に、安藤鉄工株式会社にガソリンカー(内燃自動車) 部分品の代金として四、九四四、二九五円を支拂つたものがある。

右は、既に八月までに製品が完納されたこととし契約金額の全額を支拂つたものであるが、事実同月までに納入済であつたのは八九三、六二五円のものに過ぎなかつたものである。その後二十五年七月までに一部が追加納入はされたが、残りの二、〇六八、〇〇四円のは二十五年十月末現在まだ納入されていない。

(六五五) 日本国有鉄道資材局で、昭和二十四年度中に東協ゴム履物販売株式会社外一名から耐電ゴム長靴四、七四〇足を二、四五〇、二七三円で購入したものがあつた。右物品については、検収に際しなら検査することなく受け入れ、そのまま現場に配給したため、試験の結果うち一、二二七足は不適格品であることが判明した。なお、本院会計実地検査の際注意したところ、二十五年八月うち一、一一九足を取り換えた。

(六五六) 利用可能な物品を廃品処分したもの

日本国有鉄道資材局で、昭和二十五年三月林某に対し転てつ用密着調節かんB三三〇―B 六三四個帳簿価額一、九二七、一〇一円のを四三、七四六円で売り渡したものがあつた。

本件調節かんはB三三〇―Cとデヨー又はB三三〇―Dとデヨーとからなつていて二十三年四月納入されたものであるが、二十三、二十四両年度中には使用部局からの要求がB三三〇―C、B三三〇―D又はデヨーとなつていたため本品が要求品に該当しないものと誤認し、これを利用せず二箇年を経過して廉価なく、鉄価額で売り渡すに至つたもので当を得ない。

(六五七)  
(六五九)

物品を仮渡したままその処理を遅延しているもの

(六五七) 日本国有鉄道資材局で、綱材その他の特殊物件を、昭和二十一年度以降日本車両製造株式会社その他の業者に仮渡したままになつていているものが一二一、六六〇、〇〇〇円ある。

(六五八) 日本国有鉄道大阪鉄道局で、外地向D51型機関車製造用として主台枠LB三、一四七型三六枚(帳簿価格一、二二七、〇九三円)を昭和二十三年七月日本車両製造株式会社外三会社へ売渡のため引き渡したものがあつた。これについては二十五年四月(本院会計実地検査当時)に至つても、まだ売渡契約を結ばず未処理のままとなつており、出納簿上も貯蔵品残高となつていている状況である。

(六五九) 日本国有鉄道門司鉄道局鹿児島管理部で、昭和二十四年度末までに仮拂を受け使用していながら、貯蔵品のままとなつていているものが、軌條切断機外一四二点価格三、〇九〇、〇〇〇円あり、その外に軌道モーターカー等受入代価不明のものが数点ある。



(六六〇) 現品が帳簿面と符合しないもの

日本国有鉄道の昭和二十五年五月末現在における保有貯蔵品の棚卸の結果によれば、貯蔵品出納簿残高一、四二八、五四一、〇〇〇円に対し、不足品が三四四、〇三五、〇〇〇円あり、過剰品が五九、一九一、〇〇〇円ある。

財務諸表

(六六一) 財務諸表の表示が適確でないもの

日本国有鉄道で、年度末の決算整理に当り経営成績及び財政状態を財務諸表に適確に表示しないものが左のとおりある。

なお、昭和二十四年六月国有鉄道事業特別会計から引継を受けた備品(決算品)は総額約八億八千万円(帳簿価格)であるのに決算上簿外品として取り扱われているが、そのうちの大半を占める機械類、自動車及主要な什器類については適当勘定を設定し、これを資産に計上整理するのが妥当と認められる。

(一) 貸借対照表に計上されるべき資産、負債で貸借対照表に計上もれとなつていゝるもの

(六六一) (1) 固定資産

箇所	種目	数量	価格	備考
四国鉄道局高松管理部	土地	六一、〇〇〇平米	三、〇七一、五〇〇円	連合国軍関係の旅客貨物運賃未收分
四国鉄道局多度津工機部	機械	一 台	八、二一九、〇九七	連絡駅における施設の共同使用料及び後納運賃に対する延滞償金の未收分
計			一一、二九〇、五九七	建物及び用地使用料金未收分
日本国有鉄道(本庁)			五八二、〇〇五、四九〇	公団からの購入炭の修正差額未收分
東京鉄道局			一〇、五一五、四八〇	
名古屋鉄道局名古屋管理部			二、一九〇、九二〇	
門司鉄道局			九、九九三、七九五	
計			六〇四、七〇五、六八五	

(2) 未收金

(3) 有価証券(預り有価証券)

有価証券額面額三三、七〇三、〇五〇円(物品購入契約締結の際の保証金の代りに預つたもの)

(一) 実際に使用しない貯蔵品を経費に処理したもの

(六六二) 年度末において未使用の貯蔵品を使用したこととして経費に振替決算したものが、被服類六九六、六〇三、〇〇〇円、石炭一六九、二八二、四〇〇円、その他を合わせ総額一、三七三、六三〇、五七五円ある。

(三) 保有貯蔵品を組み替え低価に評価換したもの



(六六三) 年度末において帳簿価格四五、五二七、七〇一円の貯蔵品をことさら四、五二七、三三三円に評価換して四〇、九九〇、三六七円の評価損を計上している。

(四) 営業外収入に架空の利益を計上したもの

(六六四) 東京鉄道局上野管理部で、前年度末に未しゅん功施設に計上もれとなつていた未完成工事六、六七七、九三四円を、昭和二十四年六月工事完成の際、仕訳を誤り未整理項目から固定資産に振り替へなければならぬのに、営業外収入に相当額だけ計上してこれから固定資産に振り替へたため、決算には右金額が架空の利益として計上されている。

### 不正行為

(六六五) 職員の不正行為に因り国に損害を與えたもの

日本国有鉄道札幌鉄道局札幌管理部で、昭和二十四年四月から五月までの間に、雇山崎某により不正に関係書類を作製して退職手当をほしむまに領得されたものが三〇六、八六三円(うち二十五年十月末現在補てんされた額一一四、八六三円)ある。

その他 (六六六)―(六七〇)

(六六六) 車両局工場の経理当を得ないもの

日本国有鉄道車両局鉄道工場で、昭和二十四年度中に更新修繕、鋼体化改造工事等従来と趣を異にした工事を施行したが、原価計算及び物品の経理事務で、当を得ないものが左のとおりある。

なお、新修繕基準による作業の不なれと、資材調達事務の不円滑なため、ひいては作業能率の低下、工程の遅延、工事人工の増加等をまねき、修繕及び改良工事費の増加をきたした事例も見受けられる。

(1) 土崎工場で、機関車、客貨車の修繕費及び鋼体化工事費を指定価格の範囲内にとどめるために、年度末においてこれらに要した工事人工のうち二、九八〇人工分を当該工事費に計上せず、各種工事費に按分したものがあつたが、これは正確な原価計算を困難ならしめるものである。

なお、浜松、広島、幡生、小倉の各工場にも同様の事例がある。

(2) 広島工場で、二十四年九月から二十五年五月までの間に、工場発生品である鋼及び鉄くず等約二百四十万円のものを通規の取扱によらないで簿外品として保有し、これを業者に引き渡し、その代償として人造と石その他の必要物品を納入させ、又は同工場の機器の修繕を行わせたものがある。

なお、工場発生品を簿外に保有していた事例が幡生、小倉、若松の各工場にもある。

(六六七) 契約価格の算定等に当り処置当を得ないもの

(六六七) 日本国有鉄道資材局が、昭和二十四年八月、二十四年度内に発生すべき鉄くずを日本製鉄株式会社外一会



社に売り渡す契約を締結し、価格は売渡時の統制価格によることとし、年度末までに五、八八六屯二四九（価格一〇、三二六、一九二円）を仙台地方資材部において引き渡したものがあつたが、二十五年一月二十一日に統制価格が改訂されたから、契約條項に従つて同日以降に引き渡した鉄くず三、〇一七屯七六九については当然改訂価格を適用すべきものであるのに、当初の価格のまま売り渡したため二、三二六、三七四円が低価に失したこゝとなつていたが、本院の注意により右金額を徴収した。

(六六八) 日本国有鉄道盛岡工事事務所で、栗林商船株式会社塩釜支店に昭和二十四年七月及び八月請け負わせたばんけた下路(KS12一九米三〇)二連、ばんけた上路(KS12二五米四〇)九連計二二連及び機械雑品類の塩釜、宮古港間の海送運賃として一、五三四、四五五円を支出したものがある。本件は木船運賃の当時の統制価格屯当り九二五円を基準として予定価格を算定し、一般競争に付した結果運賃屯当り八四〇円から七四〇円までで契約をしたものであるが、当時の運賃率及び船腹状態から見て鋼船によるのが有利と認められるから、予定価格の算定に當つては低価な鋼船運賃屯当り二五八円を基準とすべきであり、これによるときは、著しく有利の契約をなし得たものと認められる。現に本件は鋼船によつて輸送されている状況である。

(六六九) 日本国有鉄道名古屋外二地方資材部で、昭和二十四年度中石油荷役株式会社名古屋支店外二店から石油製品用ドラムかん延七八、〇〇一本を、一箇月一本当り一二二円から一二五円まで平均一五七円の借料で借り入れ、一二、二一五、八一二円を支拂つたものがあるが、右ドラムかんは修繕諸経費を資材部の負担としてい

ものであるから、いま仮にその耐用年数を三年、残存価格を一〇%とし、相当の諸経費等を見込んでも借料は月額一〇〇円をこえないものと認められる。

(六七〇) 海底ケーブル引揚の契約及び監督当を得ないもの

日本国有鉄道資材局で、昭和二十三年五月及び八月大洋興発株式会社に旧海軍施設の海底ケーブルの引揚作業を請け負わせ、五四四、八一一米の引揚運搬を行い、二七、九八四、三九三円を支出したものがあるが、そのうち、二三七、七三六米の引揚についての経費一二、〇〇五、六六八円は、電気通信省所管の海底ケーブルを誤つて引き揚げ運搬したことによる支出分である。又、別途に二十五年四月同省に対し損害賠償金として三〇、〇〇〇、〇〇〇円を支出したが、これは当初海底ケーブルの引揚を請け負わせるに際し、契約條項中に旧海軍施設の規格以外のものを引揚対象物に指定した過誤があり、且つ、一部引き揚げた現物が電気通信省所管のものであつたのに、これを旧海軍のケーブルであると誤認し作業を続行させた監督の粗漏に因つて発生した失費である。

第三 公 団

公団は、昭和二十二年度に一五設立されたが、二十四年度中に五公団が解散され、二十五年年度になつて更に四公団が解散されたので、二十五年十二月現在存続しているのは六公団である。



二十四年度における一三公団(清算事務を貿易特別会計に移された食糧貿易、原材料貿易の二公団を除く。)の損益を通算すると純欠損総額は十四億七千八百余万円となつてゐる。

なお、設立以来二十四年度までの各公団の損益を通算すると四億九千二百余万円の純欠損となつてゐるが、そのおもな原因は肥料配給で二十一億千余万円、価格調整で十三億八千七百余万円、食料品配給で十一億四千余万円、酒類配給で五億九千余万円の純利益を生じたが、一方、配炭で三十億三千七百余万円、食糧配給で十七億三千余万円、石油配給で十一億六千三百余万円の純欠損を生じたことである。

各公団を通じ、経理上妥当でないと思へられた点は、資金を市中銀行に滞留させ、その資金を他に融資したりなどしていること、商品売渡代金の回収努力が十分でなく多額の売掛金を存していること、架空の名義などにより予算目的外の支拂をしていること、保管商品の管理が十分でないこと、職員が売上代金等をほしきままに領得するものが多いことなどである。

なお、公団等の予算決算制度が二十四年度から新しく設けられた関係上、二十三年度から繰り越した未收金、未拂金又は二十五年度に繰り越した未收金、未拂金を決算に計上したものとし、あるいは特別会計として経理している收支を決算に計上しないもの、預り保証金その他仮受の性質を有する収入を決算に計上しているものなどがあつて、計上するものとし、計上しないものとの区別が明白でない点がある。又、一部には支拂債務の確定しない繰越額を支出決定済額に計上しているものがあり、予算決算制度について更に詳細な規定を設けて、これを徹底させる必要があると認められる。

### 価格調整公団

#### 予 算 経 理 (六七二)―(六七二)

#### (六七二) 架空の名義で支拂うなどの方法によりこれを給與等に充当したもの

価格調整公団で、昭和二十三年十二月から二十五年三月までの間に、運賃を支拂つたこととし又は預金利息等を正規に入金することなく三五、一〇〇、二六八円を別途保留し、うち二八、〇六三、三四八円を職員の給與等に充当したものがある。

なお、右金額のうち七、〇三六、九二〇円は十月末現在まだ公団で保管している。

#### (六七二) 不当にプール運賃相当額を支拂つたもの

価格調整公団臨時処理部仙台支部で、宮城県砂利販売協同組合が昭和二十三年十一月から二十四年三月までの間に、終戦処理工事用として出荷した砂利類が検収の結果一三、二八四屯五二過納となつたので、過納分に對するプール運賃相当額二、三二四、七九一円を二十四年九月同組合に支拂つてゐるが、右砂利類の発地から着地までの鉄道運賃は公団の負担において運輸業者に支拂うのであるから、プール運賃相当額は同組合に支拂う



必要がなかつたものである。

物件

(六七三) 石材の買取代金を過大に支拂つたもの

価格調整公団臨時処理部仙台支部で、青森県工藤某が昭和二十三年九月から十二月までの間に出荷した割栗石五、八五〇立米四三に對し、物価庁の指定買取価格立米当り四八〇円で支拂済であるのに、物価庁の承認も経ずこれを五八〇円として二十四年八月に差額五八五、〇四三円を追加支拂しにものである。

資金管理

(六七四) 資金の管理当を得ないもの  
(六七五)

(六七四) 価格調整公団で、有機化学部カーバイト課長森某が昭和二十三年十二月から二十四年九月までの間に、電気化学株式会社等から受け取つた商品代金二三、五二一、六一七円の入金整理を遅らせ大阪電化株式会社外七会社に融資し、その利子約三十六万円を職員の交通費等に使用したものである。

(六七五) 価格調整公団臨時処理部仙台支部で、昭和二十四年三月坂田工業株式会社に対し、同会社が仙台市に出

荷した石材は三十万円程度であつたのに、一、二一九、〇六九円を出荷したように不正に關係書類を作製し、同額の手形を認証し五月に公団資金をもつて手形を決済して融資したものである。

なお、右融資については二十四年七月全額を回収した。

不正行為

(六七六) 職員的不正行為に因り公団に損害を與えたもの

価格調整公団で、昭和二十三年十二月から二十四年十二月までの間に、職員菅沼某外一名により商品代金をほしいままに領得されたものが二、七三二、六一三四(うち二十五年十月末現在補てんされた額九八〇、〇〇〇円)ある。

酒類配給公団

不正行為

(六七七) 職員的不正行為に因り公団に損害を與えたもの

酒類配給公団長崎支所で、昭和二十三年十二月から二十四年五月までの間に、職員力武某により公団資金を



ほしいままに領得されたものが八六二、四三〇円ある。

食糧配給公団

予算 経理

(六七八) 売買差益積立金の一部を予算外に経理したもの

食糧配給公団で、食糧管理局長官の通ちようにより昭和二十三年十一月から二十四年五月までの間に売り渡した小麦粉等の売買差益のうち一七、七〇九、一四四円を積み立て、そのうちから予算に計上されていないコーンミール調理指導費等として九、五三四、六一二円(うち二十三年業年度分五九〇、七〇一円)を支拂い、残額八、一七四、五三二円は二十五年十月末現在まだそのまゝ留保している。

物 件

(六七九) 甘しよ粉加工に因り損失を生じたもの

食糧配給公団諸類澱粉四国支局で、昭和二十三年四月ごろ代行輸送中の政府所有二十二年産干甘しよ、五一、四三六貫を無断で甘しよ粉に加工したが、政府から売渡を受けられなかつたため処分ができず、二十四年四月

に至り二十三年産干甘しよの価格で売渡を受けこれを処分したところ、品質の不良、食糧事情の好転などのため値引して売り渡した結果二、三四二、三〇七円の損失額を生じたものがある。

資 金 管 理

(六八〇) 資金の管理当を得ないもの

食糧配給公団で、経理局会計課員告原某が昭和二十三年十一月から二十四年四月までの間に、四回にわたり東海銀行東京支店に預金していた公団資金のうち、一〇五、〇〇〇、〇〇〇円をほしいままに引き出し倉本物産株式会社へ融資した。

なお、右融資額は全額回収済である。

不正 行 為

(六八一) 職員の不正行為に因り公団に損害を與えたもの

(六九五)

食糧配給公団で、昭和二十三年二月から二十五年五月までの間に、関係職員により商品代金等をほしいままに領得されたものが、一事項三十万円以上のものだけでも左のとおり一五件計四八、四七八、〇二七円(うち二十五年十月末現在補てんされた額二六、〇三九、六一一円)である。



庁 名

関係職員

不正行為期間

二〇八

不正行為金額

(六八一)	食糧配給公団 北海道支局	淵上某外二名	二三年 一〇から	四、三八二、二〇一
(六八二)	茨城県支局	根岸某	二三年 二から	一、六五五、三三二
(六八三)	埼玉県支局	栗田某	二三年 一〇から	七四九、三三四
(六八四)	東京都支局	宮崎某外二名	二三年 一〇から	四、三〇二、六三五
(六八五)	長野県支局	柳沢某外一名	二三年 八から	六五四、四八八
(六八六)	石川県支局	吉崎某	二四年 三から	二、〇六五、九五八
(六八七)	大阪府支局	紀井某外二名	二三年 四から	二五、一八六、八五八
(六八八)	和歌山県支局	池田某外一名	二三年 一〇まで	四〇三、六七七
(六八九)	岡山県支局	岸本某	二四年 四から	一、三〇三、八四〇
(六九〇)	高知県支局	川村某	二三年 二から	二、六〇〇、〇〇〇
(六九一)	福岡県支局	松尾某外七名	二三年 一〇から	二、四三〇、〇〇〇
(六九二)	長崎県支局	村田某	二三年 六から	一、一〇五、七六四
(六九三)	宮崎県支局	小野某	二四年 九	六七三、七一
(六九四)	鹿児島県支局	松村某	二四年 九から	四五五、〇〇〇

(六九五) 包装資材東京支局

関某外一名

二二三、七から  
九まで

五〇九、四二四  
四八、四七八、〇二七

肥料配給公団

予算経理 (六九六)―(六九八)

(六九六) 架空の名義で支拂いこれを給與に充当したもの

肥料配給公団大阪支部で、昭和二十四年四月から二十五年三月までの間に、職員の出帳旅費名義で八六六、八三三円を支拂つたこととしているが、実際は全職員に対し定期乗車券購入資金として支給したものである。

(六九七) 規定外の給與等を雑損に処理したもの

肥料配給公団で、昭和二十二事業年度から二十四事業年度に至る間に職員に規定外に支給した二二〇、一六九、八六二円、二十四事業年度に予算を超過して支給した給與等二、〇三四、九四五円をあわせ、二二二、二〇四、八〇七円を二十四事業年度において雑損として処理したものである。

(六九八) 予算の制をみだつたもの

肥料配給公団で、昭和二十四事業年度予算の使用に当り、旅費及会議費(目)、諸経費(目)から支拂うべき経



費を事業運営費(目)から四八、四九五、七九三円支拂つたものがある。

資金管理

(六九九) 資金の管理当を得ないもの

(七〇〇)

(六九九) 肥料配給公団で、昭和二十四年二月から四月までの間に、三回にわたり札幌外二支部の職員住宅購入資金として肥料配給公団共済会総連合会に一、二〇〇、〇〇〇円を貸し付けたものがあり、又、総裁鈴鹿某に対し七三〇、〇〇〇円を貸し付け、二十五年三月これを関係先立替金に計上したものがあつた。

なお、右貸付金はいずれも十月末現在まだ回収されていない。

(七〇〇) 肥料配給公団大阪支部で、昭和二十四事業年度決算に当つて関係先立替金勘定に計上処理している一、一三五、九七五円は、奈良県支所における二十五年三月末の試算表残高と同日の補助簿残高との間の左の不符合額を計上したものである。

(1) 三〇〇、〇〇〇円は同支所職員松井某が二十四年六月大阪支部に送金すべき資金をほしのままに流用して他に貸し付けていたものであり

(2) 二〇〇、〇〇〇円は二十四年五月農林中央金庫奈良県代理所の公団預金から引き出した六六八、四〇六円のうち現金出納簿に入金処理がもれているものであるが、その理由が不明であり

(3) 二二〇、〇〇三円は二十四年六月相手科目のない出金伝票により現金出納簿から拂い出されたものであるが、その用途が不明であり

(4) 残りの四〇五、九七二円は資金の流用によるものか、勘定仕訳の誤りによるものか、その不都合の原因が不明である。

なお、松井某の流用したものうち二九〇、〇〇〇円は二十五年十月末現在まだ回収されてゐない。

不正行為

(七〇一) 職員の不正行為に因り公団に損害を與えたもの

(七〇二)

肥料配給公団で、昭和二十三年五月から二十五年八月までの間に、関係職員により商品代金等をほしのままに領得されたものが、左のとおり二件一八、三二五、一一四円(うち二十五年十月末現在補てんされた額一、八三九、〇九七円)ある。

序 名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(七〇一) 肥料配給公団 東京支部	赤尾某外四名	二二三年八月から	三、〇七三、一八九円
(七〇二) 大阪支部	山内某外一名	二二五年四月から	一五、二五一、九二五
計		二二三年八月から	一八、三二五、一一四



飼料配給公団

未 收 金

(七〇三) 商品代金の回収処置当を得ないもの

飼料配給公団で、日本飼料畜産株式会社外三会社に売り渡した商品代金の回収処置当を得ないものが左のとありある。

(1) 日本飼料畜産株式会社に対する昭和二十五年三月末現在の売掛金のうち一七、一三〇、五一四円は、関東支部が同会社に対する代金の回収処理を遅滞し、二十五年三月公団解散時に至り、ようやく一括売掛金に計上したものであるが、三月から五月までの間に本部及び北海道支部で同会社に対し大豆粕輸送費等一二、九一一、八四七円を支拂つていたのであるから、前記売掛金を早期に整理し、右支拂債務と相殺経理すべきであつたのにこれを行わなかつたため、二十五年九月末においても全額回収されていない。

(2) 北海道飼料株式会社に対する二十五年三月末の売掛金のうち二五、八一、八〇〇円は、北海道支部が二十三年度において同会社に売り渡したえん麦の代金であるが、同年度においては、同会社を経由することなく直接需要者に配給するためえん麦を各市町村役場に送付したのであるから、公団において送付先別数量及び価格を明確にし、早期に同会社をして代金を回収させるべきであつたのにその処置を遅延し、二十四事業

年度の決算に当つても大部分の債務確認書さえ徴されず、二十五年九月末においても二三、四七七、六九六円がまだ回収されていない。

(3) 東興飼料株式会社に対する二十五年三月末の売掛金三、一二一、〇三三円は、関東支部及び東北支部が同会社に売り渡した商品代金であるが、公団は一方同会社から飼料を買い入れており、東北支部の二十四年四月から十二月までの状況だけを見ても、同会社との取引は公団仕入高二、九六三、四九九円、公団売渡高六、二〇八、五二五円であるのに、相殺経理を行わなかつたものであつて、その後同会社は休業するに至り、二十五年九月末においても全額回収されていない。

予 算 経 理

(七〇四) 架空の名義で支拂いこれを給與等に充当したもの

飼料配給公団(本部)外五支部で、昭和二十四年十二月から二十五年三月までの間に、架空の臨時雇名義で基本給から給料として四、九五八、九一四円を支拂い、職員の給與に充てたものなどがある。

資 金 管 理

(七〇五) 資金の管理当を得ないもの  
(七〇七)



(七〇五) 飼料配給公団で、協和銀行白山支店に預金していた公団資金のうち、二、八〇〇、〇〇〇円を経理局長大沢某が昭和二十三年十二月から二十四年三月までの間に三回にわたり自己名義の定期預金としたものがある。大沢某はこれを担保として同銀行から同額の融資を受け、新会社設立のための資金及び職員宿舍購入代金の一部に充当したが、二十四年九月に至り右全額が回収された。

(七〇六) 飼料配給公団北海道支部で、支部長安藤某が、昭和二十三年十一月富士銀行札幌支店に預金していた公団資金のうち二、〇〇〇、〇〇〇円を同人の個人名義の定期預金としたものがある。安藤某はこれを担保として同銀行から同額の融資を受け職員宿舍購入代金の一部、職員に対する貸付金等に使用したが、二十五年八月に至り右全額が回収された。

(七〇七) 飼料配給公団中部支部で、経理課資金係長深谷某が、昭和二十四年八月公団本部に送金したように不正に関係書類を作製し、東京銀行名古屋支店の公団預金一、〇〇〇、〇〇〇円を引き出し、九月までの間これを他に不当融資したものである。

不正行為

(七〇八) 職員的不正行為に因り公団に損害を與えたもの  
(七一三)

飼料配給公団で、昭和二十三年十二月ごろから二十五年三月までの間に、関係職員により公団資金等をほろいままに領得されたものが、左のとおり五件一〇〇、四八八、二八六円(うち二十五年十月末現在補てんされた額六八、四二六、八五九円)ある。

序	名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(七〇八)	飼料配給公団(本部)	藤野某外二名	二四、二二〇から 二五、二二〇まで	三四、六二〇、〇〇〇円
(七〇九)	飼料配給公団東北支部	小谷野某外二名	二四、一〇〇から 二五、二二〇まで	一一、六一四、七七〇
(七一〇)	関東支部	増田某外一名	二四、八から 二五、二二〇まで	一一、五二四、一七三
(七一一)	関西支部	橋本某外一名	二五、三	一、三三五、三一一
(七一二)	九州支部	古路木某外二名	二三、二二〇から 二四、一〇〇まで	三〇、三九四、〇三一
計				一〇〇、四八八、二八六

食料品配給公団

未収金

(七一三) 商品代金の回収処置当を得ないもの  
(七一四)



(七二三) 食料品配給公団罐詰局で、昭和二十四年七月から二十五年三月までの間に、東京罐詰株式会社に売り渡したかん詰二七、五四八、五八四円のうち、二四、九一八、七七九円は二十五年三月末売掛金となつている。

なお、右売掛金のうち一六、二九二、二六四円は十月末現在まだ回収されていない。

(七二四) 食料品配給公団アミノ酸局で、昭和二十四年九月までに北海道教育委員会外一九名に売り渡した粉末しょう油四、八九六、九五五円は売渡後請求もせずに放置し、二十四事業年度決算に当りようやく売掛金に整理したものであつて、二十五年十月末現在四、三〇四、九九五円が回収未済となつており、そのうち一、四九七、五一円はまた債務確認書を徴することができない状況である。

### 予 算 経 理

(七二五) 架空の名義で支拂いこれを給與等に充当したもの

(七二六) 食料品配給公団砂糖局で、昭和二十四年十二月から二十五年二月までの間に職員の出張旅費として三五〇、一三七円を支拂つているが、実際は会議費に充当したものである。

(七二七) 食料品配給公団北海道支部で、昭和二十四年十二月に荷さばき料として一、五五〇、二七五円を支拂つているが、実際は職員に対する給與に充当したものである。

### 資 金 管 理

(七二七) 資金の管理当を得ないもの

(七二七) 食料品配給公団醬油局で、次長石川某が野田醬油株式会社から返還を受けた買先容器保証金一二、七〇九、一五五円の入金整理を遅らせ、昭和二十四年四月から六月までの間これを運用し、その運用利子約八十万円を会議費、交際費等に使用したものである。

(七二八) 食料品配給公団アミノ酸局で、商品代金の入金に当り、得意先別の仕訳整理が入金と同時に適確に行われ難い状態にあつたので、帳簿外にアミノ酸局長名義の預金口座を設け、一旦同口座にこれを預け入れ、入金先判明後正規の預金口座に振り替え、預金元帳に入帳経理をする取扱をしていたのであるが、

(1) 昭和二十四年三月から十二月までの間に、経理課長飯田某が右取扱を奇貨として大阪銀行日本橋支店の帳簿外の預金を引き出し、又は得意先からの入金を受入経理しないで合同食産株式会社外一名に対して三五、二二二、九四一円を融資した。

なお、右融資額のうち一四、九九九、五〇九円は二十五年十月末現在まだ回収されていない。

(2) 二十四年九月から二十五年二月までの間に、職員小高某が大阪銀行日本橋支店の帳簿外預金九六五、六六二円を引き出しているが、その用途が不明である。



なお、右使途不明の額は二十五年十月末現在まだ回収されていない。

(七一九) 食料品配給公団アミノ酸局で、グルタミン酸ソーダの割増額を物価庁に納付するに当つて、経理課長飯田某がその納期日前に銀行預金を引き出し、銀行預金元帳の記帳外に経理したものが左のとおり四四、〇二二、二四八円ある。

(1) 昭和二十四年九月二十六日納付した四〇、二〇八、一二八円は同月十九日第一銀行京橋支店外一銀行から公団預金を引き出し、納付までの間これを千代田銀行日本橋支店に預入していた。

(2) 二十四年十一月十日納付した三、八一四、一二〇円は九月三十日日本信託銀行外二銀行から引き出し、納付までの間千代田銀行日本橋支店において預金手形に作成し、更に十月十七日同銀行の別段預金としていた。

(七二〇) 食料品配給公団北海道支部で、計算課長新舎某が昭和二十四年十月北海道学校給食協会から受け取つた売掛金一、〇〇〇、〇〇〇円を帳簿外に経理し、うち五二〇、〇〇〇円を部外者に貸し付け、又は職員の厚生資金等に使用し、二十五年二月その補てんのため知人から五二〇、〇〇〇円を借り入れ売掛金の入金を了したが、更に借入金返済のため公団預金五二〇、〇〇〇円を使用した。

なお、右五二〇、〇〇〇円は全額回収済である。

(七二二) 食料品配給公団佐賀支部で、昭和二十五年二月から三月までの間に、佐賀県味噌醤油醸造協同組合に支拂うべき代金のうち、一、五二八、四九二円を支拂済のように装つて生産業者である美和商工株式会社に融資

し、又、三月荷受代表者早田某外一二名に売り渡したし、油代金一、四八六、〇三一円を同会社をして受領させ、公団に入金していないのに正当に領收済のように経理して融資の結果をきたしている。

なお、合計金額三、〇一四、五二三円は二十五年十月末現在まだ回収されてゐない。

### 不正行為

#### (七二三) 職員の不正行為に因り公団に損害を與えたもの

食料品配給公団福岡支部で、昭和二十四年三月から二十五年三月までの間に、職員石本某外七名により商品代金等をほしいまゝに領得されたものが四、二二九、九二五円(うち二十五年十月末現在補てんされた額一七六、七二八円)ある。

#### 油糧配給公団

#### 未 收 金

#### (七二三) 売掛金の整理が著しく不良なもの

油糧配給公団関西支部で、昭和二十四事業年度決算に計上した売掛金は四〇六、八四八、五七二円であるが、



その整理が著しく不良であつて、本院会計実地検査の結果判明したもののだけでも正当額と認められないものが左のとおりある。

- (1) 広島油糧株式会社外五一口座に売掛金の入金が過剰の計算になつたとして、八六、一九一、七五八円を漫然吉原製油株式会社の売掛金口座に入金整理している。
- (2) 帝国纖維株式会社外二〇口座分において、売掛金重複計上となつた三三、四五四、三〇九円をゆえなく大豆及び食糧の諸掛経費に振り替えている。
- (3) 二十三年九月に大阪食糧工業株式会社に売り渡した脱脂大豆粉の代金一、七四四、四六六円は同会社が二十四年三月に拂い込んだものであるのに、これを関西脱脂糧穀株式会社の売掛金口座に入金整理し、大阪食糧工業株式会社の売掛金はそのままとしている。

予 算 経 理 (七二四)―(七二六)

(七二四) 架空の名義で支拂いこれを給與等に充当したものの

油糧配給公団(本部)外四支部で、昭和二十四年七月から二十五年三月までの間に、朝鮮油槽船株式会社等に対し輸送費などとして一二、二二三、二〇二円を支拂つたこととしているが、実際はそのうち一二、〇六三、七三三円を職員の生活補給金、超過勤務手当等に、一四九、四六八円を会議費に充当したものである。

(七二五) 予算の制をみだつたもの

油糧配給公団で、昭和二十四事業年度予算に積算された額では公団業務を完全に実施するのに不十分であるとの理由で、本来ならば俸給及諸給與(目)、旅費及会議費(目)、諸経費(目)から支拂うべき経費を事業運営費(目)から七八、五七九、七四六円支拂つたものがある。

(七二六) 売買差益積立金の一部を予算外に経理したものの

油糧配給公団で、昭和二十三年七月から二十五年三月までの間に売り渡した大口需要者用分解硬化油脂の売買差益の一部を積み立てた積立金一四二、七〇一、三三五円のうちから、予算に計上されていない国内産油脂及び油脂原料集荷督励費等として、四六、七六二、四三七円(うち二十三事業年度分九、二五八、五七四円)を農林省食品局長の通ちようにより支拂つたものがある。

不正行為

(七二七) 職員的不正行為に因り公団に損害を與えたもの

油糧配給公団東北支部で、昭和二十四年六月から十二月までの間に、職員松岡某外四名により商品代金等をほしいままに領得されたものが一、五八六、九二四円ある。



その他

(七二八) 麻袋回収実務代行料を過拂したもの

油糧配給公団東海支部で、昭和二十四年十二月日本容器株式会社名古屋支部に対し、麻袋回収実務代行手数料として一一八、七九八枚分一袋一七円五〇の計算で二、〇七八、九六五円を支拂つてゐるが、麻袋の回収すべき数量は七二、六四二枚が正当であるばかりでなく、回収全数量は未修理のままのものであるから修理その他の処理料を含まない単価一袋六円で計算すべきであるのに、誤つて処理料を含めた単価一七円五〇で計算して支拂つたもので、差引一、六四三、一一三円が過拂となつた。

なお、右過拂額は金利相当額一〇二、九〇九円をあわせ回収済である。

産業復興公団

予算経理

(七二九) 工事費の支拂に当り処置当を得ないもの

産業復興公団で、昭和二十三年六月九、〇七〇、七九二円で明樂工業株式会社に請け負わせた武雄綜合病院建

設工事は、十二月以降事実上中止されていたので、二十四年十一月に至り解約したが、その当時実査した出来高は三、二九〇、六四四円に過ぎなかつたのに、二十三年十一月までの出来高を七、四一五、八九三円として二十四年二月までに六、六七四、〇〇〇円を部分拂していたことなどのため、三、三八三、三五六円過拂した結果を招き、且つ、解約に際し違約金も徴収してゐる。

なお、右過拂額のうち一、三〇〇、〇〇〇円は二十五年十月までに回収されている。

配炭公団

予算経理

(七三〇) 架空の名義で支拂いこれを給與等に充当したもの

(七三〇) 配炭公団小樽配炭局で、昭和二十四年二月から六月までの間に、二十二、二十三両事業年度に職員に貸し付けた越冬資金等の未回収額七、三七三、五〇〇円を補てんしているが、公団の説明によれば架空に荷役賃等として支拂つた同金額をこれに充当したものである。

(七三一) 配炭公団清算事務所小樽支部で、昭和二十四年十一月から二十五年三月までの間に出張旅費として四三九、二五八円を支拂つたこととしているが、実際は職員に対し月例給與の約半額相当額を支給したものである。



(七三二) 配炭公団清算事務所北海道支部(旧配炭公団北海道支団)で、昭和二十四年一月から十月までの間に、印刷費として千代田商業株式会社等に五二二、三二二円を支拂つたこととしているが、実際は会議費等に使用したものである。

物件

(七三三) 売渡契約の解除により差損を生じたもの

配炭公団清算事務所東京支部で、昭和二十五年三月中央石炭販売株式会社に屯当り二、二四〇円総額四、九九九、六八〇円で売り渡した石炭二、二三二屯を、六月に至り解約してこれを東京石炭協同組合に屯当り八二五円総額一、八四一、四〇〇円で売り渡し、三、一五八、二八〇円の差損を生じている。

不正行為

(七三四) 職員の不正行為に因り公団に損害を與えたもの  
(七三七)

配炭公団で、昭和二十二年十月から二十五年一月までの間に、関係職員により商品代金等をほしきままに領得されたものが、左のとおり四件計三、六二八、五五九円(うち二十五年十月末現在補てんされた額八三六、六一

五円)ある。

序	名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(七三四)	配炭公団清算事務所小樽支部(旧小樽配炭局)	中村某外一名	二三年一月から二五年一月まで	一、一六八、七九五円
(七三五)	東京支部(旧東京配炭局)	小林某	二四年七月から二五年一月まで	九一四、〇七二
(七三六)	大阪支部	藤林某	二四年一月から二五年一月まで	二二一、九〇〇
(七三七)	配炭公団福岡配炭局	坂本某	二四年一月から二五年一月まで	一、三三三、七九二
計				三、六二八、五五九

鉱工品貿易公団

物件 (七三八) — (七四二)

(七三八) 物資の管理当を得ないもの  
(七四一)

鉱工品貿易公団で、物資の管理に当り現品在庫調査又は保管者等に対する監督が十分でなかつたため、多量の物資をほしきままに処分されたものが左のとおりある。

(七三八) 機械鉱産部(旧機械部)で、昭和二十四年六月株式会社金木商店に対し、現品引換現金拂の旨及び現品の実際数量と契約数量とが相違している場合は、当該契約価格は自動的に更改される旨の条件を附して、二八吋



自転車部品及び附属品一〇、〇二四、二二二円の売渡契約を結んだものがある。

しかして、二十五年十月現在までに判明したところによれば、右契約額は一二五、九〇一、四一七円に更改されるべきものであり、その決済は二十四年八月十五日までに完了すべきものであるのに、二十五年十月末現在において入金額は五〇、三七〇、五〇八円に過ぎず、差引七五、五三〇、九〇八円のうち一一、六四九、七一八円は公団在庫となっていたが、残りの六三、八八一、一八九円の商品は大日通運株式会社等に保管中、前記金木商店又は公団職員によりほしきままに処分され、その損害額は二十五年十月末現在全然補てんされていない。

(七三九) 物資処理部(旧原材料部)で、昭和二十四年四月に旧原材料貿易公団から引き継いだ結束用綿テープも類二五、六九五、二六一円と七月に酒戸産業株式会社から購入した同種品六、〇四一、五二三元とをあわせたとより一九、五〇九、四六九円相当量がほしきままに処分され、その損害額は二十五年十月末現在七、四〇〇、一二八円は補てんされたが、一一、一〇九、三四一円は補てんされていない。

(七四〇) 大阪支部で、昭和二十四年四月に旧原材料貿易公団から引き継いだみつまた一三、〇二三貫七、二三八、五三五円を高陽製紙株式会社に保管を委託中、同会社により一一、三五〇貫六、三〇八、四四三元がほしきままに使用され、その損害額は二十五年十月末現在全然補てんされていない。

(七四一) 名古屋支部で、昭和二十四年四月に旧原材料貿易公団から引き継いだ松丸太及び松ひき板六、六五七石余四、五七〇、八三一円を中部森林株式会社に保管を委託中、同会社によりほしきままに処分され、その損害額は二十五年十月末現在全然補てんされていない。

(七四二) 商品の売渡に当り処置当を得ないもの

鋳工品貿易公団機械部(旧機械輸出部)で、昭和二十四年三月及び八月に文部、厚生、通商産業各省関係団体に配分するために、文部省教育施設局長外七名と売渡契約を結び輸出自転車二三、四四四台を代金一七二、一二六、八九二円で引き渡したが、代金分割後納の契約をしたり、契約上は現金引換であるのに現金を徴收せず荷渡ししたなどのため、二十五年十月末現在九四、一五九、一三二円の代金未回収額を生じている。

不正行為

(七四三) 職員の不正行為に因り公団に損害を與えたもの

鋳工品貿易公団で、昭和二十四年四月から二十五年二月までの間に、職員早船某外一二名により商品代金等をほしきままに領得されたものが三五六、六三四、〇〇四円(うち二十五年十月末現在補てんされた額二五八、八八九、六一九円)ある。

繊維貿易公団



物件

(七四四) 商品の売渡に当り処置当を得ないもの

繊維貿易公団関西支部で、昭和二十四年七月輸出第二部絹人織第三課職員柴原某外一名が、塚越金属興業株式会社の依頼を受け二、四六六、五六五円を同会社から入金したもののようによ不正に關係書類を作製し、絹織物一四、〇四五碼を荷渡ししたものである。

なお、右金額のうち一、〇五二、五三〇円は二十五年十月末現在まだ回収されていない。

船舶公団

不正行為

(七四五) 職員的不正行為に因り公団に損害を與えたもの

船舶公団で、昭和二十四年五月ごろから十一月ごろまでの間に、職員大橋某により公団資金をほしいままに領得されたものが八〇四、〇一四円ある。

第四 船舶運営会

船舶運営会の会計経理に関しては、収入の面において運賃等の回収処置当を得ないため多額の未回収金を生じたもの、あるいは収入となるべきものを收支勘定に計上していなかつたものなどがあり、又、支出の面においては船主、荷主等に対する立替金を経費として処理したものと及び立替経費の支拂処置が適切でないため、多額の損金を生じた事例などがあり、又、経理上の相互けん制組織の欠陥などにもわざわざいされ職員の不正行為に因り損害を被つたものがある。

これらのうち、おもなものをあげると左のとおりである。

未收金

(七四六) 運送契約及び運賃回収に当り処置当を得ないもの

船舶運営会で、昭和二十四年度末において北海道移出木材林産組合に対する木材運賃の未收金が二三、五五四、九二六円ある。このように多額の未收金を生じたのは、運送契約によれば運賃はすべて積切り次第出港地において全額現金で収納することとなつてゐるのに、これを後納扱としたためで、二十五年十月末現在まだ一八、八一四、八二二円が未收となつてゐる。



予算経理

(七四七) よう船料の支拂に当り処置当を得ないもの

船舶運営会で、昭和二十四年九月一日船舶運航管理令の改正により、八〇〇総屯以下の小型船舶が船主に還元されることになったので、同会は八月分よう船料の支拂に当つて当月分のオフ・ハイヤー等による回収分の確保のため、八月下半期分よう船料相当額一四、四一四、七三四円(二会社分)の支拂を保留しながら、九月十六日以降船主からの要請によりオフ・ハイヤー等の実績による精算未了のまま前記一四、四一四、七三四円を支拂つたため結局一二、四一五、〇九五円が過拂となり、年度末に一一、二四三、〇三六円未回収となつたものがある。

なお、二十五年十一月末現在まだ五、六九四、〇〇七円が回収されていない。

財務諸表

(七四八) 計理処置当を得ないもの

船舶運営会で、船主又は荷主に負担させるべき三、一七一、四九五円を運航経費に計上し、又、運賃収入に計上すべき二、三八七、〇〇六円をこれに計上しなかつたため、昭和二十四年度の国庫の補助を五、五五八、五〇一

円だけ余分に受けたこととなつていゝものがある。

不正行為

(七四九) 職員の不正行為に因り船舶運営会に損害を與えたもの

船舶運営会横浜支部で、昭和二十四年一月ごろから四月ごろまでの間に、船員課係長宮本某外一名により給料、食糧費計五、五九〇、九三三円をほしいままに領得されたものがある。

第五 持株会社整理委員会

不正行為

(七五〇) 職員の不正行為に因り持株会社整理委員会に損害を與えたもの

持株会社整理委員会で、昭和二十四年六月に、職員水野某により同委員会の資金をほしいままに領得されたものが二、一〇〇、〇〇〇円(うち二十五年十月末現在補てんされた額一、一〇七、〇〇〇円)ある。



### 第四節 既往年度決算検査報告掲記事項に対する その後の処理状況

昭和二十二、二十三兩年度決算検査報告において不当と認められた事項のその後の処理状況について、特に記載を必要と認める事項は左のとおりである。

#### 第一 昭和二十三年年度決算検査報告第五章第二節掲記の分

(各件の上部の頁数は昭和二十三年年度決算検査報告の頁数を示し、( )内の数字は同検査報告の番号を示す。)

#### 総 理 府

- 三六頁(二二) 国家地方警察北海道札幌方面本部 まだ收納の報告に接してゐない。
- 三七頁(二三) 国家地方警察熊本本部 まだ收納の報告に接してゐない。
- 三八頁(二四) 国家地方警察岩手県本部外二八箇所 負担金交付超過額のうち四、七二一、〇八〇円について

はまだ收納の報告に接してゐない。

#### 大 蔵 省

九二頁(三五六) 東京都 まだ收納の報告に接してゐない。

一〇二頁(三六六) **ガス供給契約に当り処置当を得ないもの**

特別調達庁 当局者が返納させることとした二〇七、九七六、〇〇四円について、二十五年五月から二十七年二月までは、毎月九、〇五〇、〇〇〇円を分割納入させ、二十七年三月に残金全額を納入させることとし、二十五年十月までに五四、三〇〇、〇〇〇円を回収したが、残りの一五三、六七六、〇〇四円についてはまだ收納の報告に接してゐない。

一二五頁(三九七) 特別調達庁 過拂額二二、三七六、九六七円のうち二十五年九月十九日までに六、三六二、七八二円は回収したが、残りの一六、〇一四、一八四円についてはまだ收納の報告に接してゐない。

一三八頁(四二七) 東京都 本件四名のうち株式会社浅沼組外一名の分についてはまだ收納の報告に接してゐない。

〃 (四二八) 愛知県 まだ收納の報告に接してゐない。

一三九頁(四二九) 福岡県 まだ收納の報告に接してゐない。



厚生省

一六二頁(四六六) 薬品売渡代金の徴収に当り処置当を得ないもの

厚生省 D・D・Tその他薬品売渡代金で二十三年度末までの収納未済額二九一、二六三、五七六円のうち一九、〇七五、二二〇円についてはまだ収納の報告に接していない。

農林省

一七二頁(四八七) 農業水利費分担金の徴収処置当を得ないもの

東京外五農地事務局 農業水利費分担金一〇三、八七一、五〇二円のうち東京外二農地事務局の分四二、八六七、四四九円についてはまだ収納の報告に接していない。

一七三頁(四八八) 補助金の回収に關し処置当を得ないもの

農林省 補助超過額二、一九三、五二五円のうち一、五七五、〇〇〇円についてはまだ収納の報告に接してゐない。

一七六頁(四九一) 国の財産を無償で貸し付けているもの

北海道 国有財産(普通財産)として北海道財務局に引き継ぎ、同局では二十五年五月船舶五〇隻の貸付料三、一四〇、四〇二円を収納したが、建物貸付料についてはまだ収納の報告に接してゐない。

一八二頁(五〇一) 薪炭売渡代金の徴収処置当を得ないもの

林野局管下各木炭事務所 徴収決定未済額一、九〇二、六一五、六九七円のうち一、一七六、〇三八、九二〇円を二十四年度末までに収納したが、残りの七二六、五七六、七七七円についてはまだ収納の報告に接してゐない。

一八八頁(五一〇) 再保険料等の徴収処置当を得ないもの

農林省 農業勘定で製糸業者等の納付すべき負担金二十三年度分五六、三八九、一六三円のうち一三、九二二、三〇五円についてはまだ収納の報告に接してゐない。

一八九頁(五一一) 農地等の購入代金の支拂及び売渡代金の徴収に当り処置当を得ないもの

農林省、各都道府県 収納未済額五三八、〇九四、一一八円のうち二七、八三二、七二三円については二十五年九月末現在まだ収納の報告に接してゐない。

建設省



- 二四三頁(五九七) 静岡県
- 二四四頁(五九八) 愛知県
- 二四七頁(六〇三) 宮城県
- " (六〇四) 山形県
- " (六〇五) 福島県
- " (六〇九) 福井県
- " (六一〇) 長野県
- " (六一一) 岐阜県
- " (六一二) 静岡県
- 二四八頁(六一三) 島根県

まだ收納の報告に接していない。

出資団体及び補助団体

- 二四八頁(六一四) 復興金融金庫 回収未済額一八一、一四〇、六〇〇円のうち一六五、九七〇、六〇〇円についてはまだ回収の報告に接していない。
- 二四九頁(六一五) 復興金融金庫 回収未済額七、三七〇、〇〇〇円についてはまだ回収の報告に接していない。

5。

- 二五〇頁(六一六) 復興金融金庫福岡支所 回収未済額三〇、〇〇〇、〇〇〇円についてはまだ回収の報告に接していない。
- 二五二頁(六一七) 復興金融金庫新潟支所富山出張所 回収未済額二〇、三〇〇、〇〇〇円のうち一七、八〇〇、〇〇〇円についてはまだ回収の報告に接していない。
- 二五二頁(六一八) 石油配給公団 二十五年九月末において引渡不足に相当する金額四〇、七二二、八〇六円を清算差損として処理した。

第二 昭和二十三年度決算検査報告第五章第三節掲記の分 (昭和二十二年決算検査報告第五章第二節参照)

( ) 内の数字は昭和二十二年決算検査報告の番号を示す。

大蔵省

二五七頁(一九五) 国有物件の貸付料及び売拂代金の収入に当り措置当を得ないもの

東京外七財務局 二十三年度末収納未済額九八、八七二、〇一四円のうち四三、五七二、二八三円



についてはまだ収納の報告に接していない。

商工省

二六一頁(三四〇) 延滞利息の徴収に關し措置当を得ないもの

貿易庁 延滞利息の未徴收分四、五五三、四二九円のうち五九、九六〇円は収納を了し、二、九九二、八三七円は徴收しないことに処理したが、残りの一、五〇〇、六三二円についてはまだ処理の報告に接していない。

逓信省

二六一頁(三六〇) 特殊物件の処分に關し措置当を得ないもの

東京外七逓信局 特殊物件売渡代金の収納未済額一一、七五四、五七八円のうち七、九九八、五七八円についてはまだ収納に至っていない。

第六章 出納職員に対する検定

昭和二十五年一月から十一月までの間に、出納職員が現金又は物品を亡失し、損した事実につき所管庁から報告を受理したものは、前年繰越分を含め五、八五四件一、七三九、七七五、二〇五円で、これに対し弁償責任の有無を檢定したものは五、一九八件九五五、六一七、三八八円で、その所管別内訳は左表のとおりである。

なお、檢定未済件数は六五六件七八四、一五七、八一七円であるが、その大部分は所管庁との間に照会中の案件である。

所管	報告受	有責		無責		計	
		件	千円	件	千円	件	千円
国裁会	二	二	二四七	二	二四七	二	二四七
人判所	二	二	四七一	二	四七一	二	四七一
総務府	二	二	五〇	二	五〇	二	五〇
法務府	一一〇	一	五七四、〇二二	四〇	六七、七一〇	四〇	六七、七一〇
大蔵省	一八	一	七、三六五	一四	五、六七二	一五	五、八〇八
文部省	一四九	二	五〇、〇四五	七六	一六、一〇七	七八	一六、八一七
厚生省	三一	二	一、七一一	二九	一、六七四	二九	一、六七四
計	一一七	二	二一、二二九	八七	一九、八五六	一一三	二〇、九八五

第六章 出納職員に対する検定



第六章 出納職員に対する検定

	千円	件	千円	千円	千円
農林省	二、〇九八	七六五、二四七	一、七五七	五四四、八七四	一、七五七
通商産業省	一四	七六一	一三	一、〇五三	一三
運輸省	一〇六	九、六一六	一〇二	九、一九九	一〇二
郵政省	二、三九八	二九、四一三	一一	二、二八八	二、三〇〇
電気通信省	一一三	六八、三〇八	三	八九二	九五
労働省	二〇	一四、二八〇	五	四、八〇九	一六
建設省	三五	五、四三七	三三	一、四一〇	二三
日本専売公社	一八三	五四、五七三	二	二〇二	一八二
日本国有鉄道	四五六	一三二、八二八	二	二六二	四五三
計	五、八五四	一、七三九、七七五	二九	八、六五七	五、一九八

前表の有責任と検定した二九件の内訳は、現金の亡失で出納職員に因るもの一三件七、六三五、八七七円、出納職員が善良な管理者の注意を怠つたことに因るもの一四件九七一、一三四円、物品の亡失で出納職員が善良な管理者の注意を怠つたことに因るもの二件五〇、〇〇五円である。

現金については、郵便局等における盗難の外、労働省、厚生省、電気通信省、大蔵省等における部内職員に因るもの目立つ状況である。

物品については、農林省における食糧、薪炭等の保管中又は運送途中の亡失、日本国有鉄道、電気通信省、総理府の各種資材、供用物品等の亡失が依然多く、その原因の多くは盗難、火災、風水害等で、その処置、対策については各庁関係責任者に対し特に注意を促している。

第七章 法令、制度又は行政に関する改善意見

検査の結果、法令、制度又は行政に關し改善を要する事項があると認め、昭和二十五年十一月末日までに主務官庁に意見を表示し、又は改善の処置を要求した事項は左のとおりである。(二)については改善の処置がとられた。

- (一) 会計事務職員の資質の向上に関する件(内閣総理大臣、大蔵大臣あて)
- (二) 国立病院又は国立療養所の診療費の取扱改善に関する件(厚生次官あて)
- (三) 国立大学附属病院の診療収入の取扱改善に関する件(文部次官あて)
- (四) 給與の支拂手續改善に関する件(大蔵大臣あて)



## 第八章 検察庁に対する通告

昭和二十五年一月から十二月までの間に、検査の結果、国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認め、その事件を検察庁に通告したものは一件で、その概要は左のとおりである。

東京大学医学部附属病院文部事務官緒方某は、同病院の分任収入官吏として勤務中、二十二年五月ごろから二十五年六月ごろまでの間に診療費として収納した収入金合計三、一六四、八九四円を日本銀行に拂い込まず、ほしほしに領得した事実が判明したので九月三十日検察庁に通告したところ、十一月二十日同人に対し公訴が提起された。(第五章第二節第四六四号参照)

## 第九章 審査事項

国の会計事務を処理する職員の会計経理の取扱に関し、利害関係人からの審査の要求があり、昭和二十五年一月から十二月までの間に本院においてその判定をしたものが三件、審理中審査要求者が取り下げたものが八件ある。右三件はいずれも愛知県における失業保険保険料の納付に関するものでほぼ同様の事案であるが、うち一件の概要は左のとおりである。

新興窯業株式会社が、愛知県労働部失業保険徴収課雇大住某のために二十三年六月失業保険保険料相当額四、四〇五円五六をへん取されたところ、二十四年三月失業保険特別会計愛知県歳入徴收官及部某から更に保険料を納付すべき旨督促を受けたのに対し、さきになされた大住某に対する支拂によつて国に対する保険料納付義務が消滅したものと認めて同会社から審査を要求したものである。

右の事実について審理したところ、大住某は出納職員又はその補助者として現金領收につきその担当を命ぜられたことはなかつたのであるが、保険料の徴收決定及び収納に伴う事務の一部を補助しており、納入告知書を携行し、その権限を越えて保険料の納付を求めたのは、民法第一百十條及び第四百七十八條の適用がある場合に準ずべきものと認められる。



しかして、大住某についてはその身分証明書も呈示され納付義務者側も既に面識があつて、同人が失業保険保険料徴収に関する事務を処理する職員であることを知つていた上、交付した領收証書についても、一見しては真偽のわからない程度に正規の領收証書の様式を備えてあり、その他あらゆる電話連絡もあり、大住某の風さい態度等についても疑わしい点もなかつたのであるから、納付義務者が同人を信じて保険料を交付したことに過失があるとは認められない。

したがつて、本件保険料の納付義務は前記民法の諸規定の精神等に準拠し既に消滅したものととして取り扱うべきであると判定し、二十五年九月審査要求者及び歳入徴收官にそれぞれ通知した。

附表第一 昭和二十四年度一般会計決算未確認額表

(昭和二十五年十二月三十一日現在)

歳入出	所管(部局)、部、款、項	証	明	序	金	額	事	由
第一部 租税及印紙収入								
第一款 租 税								
第一項	所得 税	麴町外二〇九	税務署		三六、五四五、四五三	円	質問に対する回答未済	三三、五九〇、〇〇〇
第二項	法人 税	麴町外一七八	税務署		一一、九四九、三八九	円	証明済調査中	四、五五、四五三
第三項	相 続 税	芝外九六	税務署		三、三二〇、〇〇〇	円	質問に対する回答未済	二〇、七五〇、〇〇〇
第四項	酒 税	立川外九	税務署		二六〇、〇〇〇	円	証明済調査中	三〇、〇〇〇
第五項	清涼飲料 税	横須賀外四	税務署		一〇〇、〇〇〇	円	質問に対する回答未済	一、六九、六六九
第七項	織物消費 税	東金外六	税務署		一九〇、〇〇〇	円	質問に対する回答未済	二、九〇、〇〇〇
第八項	揮発油 税	福 井	税 務 署		一〇、〇〇〇	円	同	四〇、〇〇〇
第九項	物 品 税	麴町外三八	税務署		一、四四六、五二七	円	質問に対する回答未済	一、〇一〇、〇〇〇
第十項	取引高 税	麴町外五五	税務署		三、七〇八、二六九	円	質問に対する回答未済	三、四〇〇、〇〇〇
第七項	有価証券移転 税	広 島	東 税 務 署		一〇、〇〇〇	円	質問に対する回答未済	二、四八、三六九

(附表第一) 昭和二十四年度一般会計決算未確認額表



(附表第一) 昭和二十四年度一般会計決算未確認額表

第三項 通行税	下関外七稅務署	九〇,〇〇〇	質問に対する回答未済	二四六
第五項 増加所得稅	杉並外一稅務署	二〇,〇〇〇	同	
第六項 非戰災者特別稅	藤岡外一稅務署	二〇,〇〇〇	同	
第二部 官業及官有財產收入				
第二款 官業收入				
第一項 刑務所收入	長崎刑務所	九七,〇〇〇	回答済調査中	
第二項 病院收入	国立療養所千城園外一箇所	一,一〇〇,〇〇〇	犯罪に關し調査中	
第三款 官有財産收入				
第一項 官有財産貸付料	広島財務部	二四,九七三,七九八	証明未済	
第二項 官有財産売却代	同	一七,五二〇,一三七	証明未済	一四,六三〇,三九五
第三項 有償管理換收入	同	二三,四〇〇	証明未済	二,八八九,七四三
第三部 雑收入				
第一款 雑收入				
第四項 懲罰及沒收金	富士宮稅務署	一〇,〇〇〇	質問に対する回答未済	三,六〇〇,九五七
第七項 弁償及返納金	中川稅務署外一箇所	四,二二〇,九五七	証明未済	五四〇,〇〇〇
第五項 雑收入	大分地方檢察庁	二四四,〇三九	犯罪に關し調査中	
歳入計		一〇五,八五八,九六九		

歳出

裁判所

(部局) 最高裁判所				
(部) 裁判所費				
(款) 裁判所				
(項) 裁判所營繕事務費	名古屋高等裁判所	二三,三六六	犯罪に關し調査中	
(項) 裁判所諸新營繕費	釧路地方裁判所	九五〇,〇〇〇	証明済調査中	
(項) 裁判所各所増築及修繕費	神戸地方裁判所	一,〇〇〇,〇〇〇	回答済調査中	
(項) 裁判所敷地建物買收費	岐阜地方裁判所外二箇所	一六,八九二,八六二	証明済調査中	五,〇〇〇,〇〇〇
(部局) 高等裁判所				
(部) 裁判所費				
(款) 裁判所				
(項) 高等裁判所	名古屋高等裁判所	二三,三六六	犯罪に關し調査中	
(項) 裁判所費	同	二三,三六六	同	
(部局) 地方裁判所				
(部) 裁判所費				
(款) 裁判所				
(項) 地方裁判所	名古屋高等裁判所	二三,三六六	犯罪に關し調査中	

(附表第一) 昭和二十四年度一般会計決算未確認額表

AK



(附表第二) 昭和二十四年度一般会計決算未確認額表

二四八

(項) 裁判費	名古屋高等裁判所外一箇所	二一四、八三六	証明未済 犯罪に關し調査中	六、五七〇 九四、九〇〇 三、三六六
(項) 地方裁判所戦災復旧費	甲府地方裁判所	四、八三〇、〇〇〇	回答済調査中	
(項) 地方裁判所震災復旧費	福井地方裁判所	三、〇八〇、〇〇〇	質問に対する回答未済	
(部局) 家庭裁判所				
(部) 裁判所費				
(款) 裁判所				
(項) 家庭裁判所	名古屋高等裁判所	二二、三六六	犯罪に關し調査中	一三五、一八〇
(項) 裁判費	名古屋高等裁判所外一箇所	二七五、二一九	証明未済 犯罪に關し調査中	一四〇、〇三九
(項) 家庭裁判所新営費	名古屋高等裁判所外二箇所	六、四七〇、〇〇〇	質問に対する回答未済 回答済調査中	九六五、〇〇〇 五、五〇五、〇〇〇
(部局) 簡易裁判所				
(部) 裁判所費				
(款) 裁判所				
(項) 簡易裁判所	名古屋高等裁判所	二二、三六六	犯罪に關し調査中	四、六九三
(項) 裁判費	名古屋高等裁判所外一箇所	七七、八六一	証明未済 犯罪に關し調査中	二、八〇〇 三、三六九
(部局) 裁判所予備経費				
(部) 裁判所費				

(款) 裁判所予備経費

(項) 裁判所予備経費 福井地方裁判所

四、三一八、〇〇〇 質問に対する回答未済

総理府

(部局) 特別調達庁

(部) 終戦処理費

(款) 終戦処理事務費

(項) 終戦処理事務費 特別調達庁外一箇所

九、六二四、九七七 質問に対する回答未済

八、三九九、九五七  
一、三二五、〇二〇

法務府

(部局) 法務総裁官房

(部) 公共事業費

(款) 公共事業費

(項) 一般公共事業費 法務府外三箇所

一五、四一三、五五六 証明済調査中  
回答済調査中  
犯罪に關し調査中

二、〇八二、〇〇〇  
一、三、九六、五〇〇  
三五、〇五六

(部局) 地方檢察庁

(部) 司法及警察費

(款) 檢察庁

(項) 地方檢察庁 東京地方檢察庁

一、〇七九、五一六 証明済調査中

(部局) 刑務所

(部) 司法警察費

(附 表 第 二) 昭和二十四年度一般会計決算未確認額表

二四九

A  
K



(附表第一) 昭和二十四年度一般会計決算未確認額表

二五〇

(款) 矯正保護費

(項) 刑務所作業費 長崎刑務所

二、五四二、〇二〇 円 回答済調査中

(部局) 少年観護所

(部) 司法及警察費

(款) 矯正保護費

(項) 矯正保護收容費 豊多摩刑務所

一一〇、七四九 犯罪に關し調査中

大藏省

(部局) 大藏大臣官房

(部) 行政部費

(款) 大藏省

(項) 大藏本省 仙台国税局

七四七、〇七二 証明済調査中

(部局) 大藏省理財局

(部) 終戦処理費

(款) 終戦処理事業費

(項) 終戦処理労務費 大阪府外六箇所

一四、一六三、五四三

証明済調査中

(項) 終戦処理工事費 特別調達庁外四箇所

二二三、四八一、六一一

前金拂の精算未了  
証明済調査中

(項) 終戦処理需品費 特別調達庁

五一一、〇一五、八二〇

質問に對する回答未済  
証明済調査中

(項) 終戦処理維持費 特別調達庁外二箇所

六六、三一四、二九四

概算拂の精算未了

(項) 終戦処理作業費 特別調達庁外八箇所

一、一七三、九二一、五七四

証明済調査中

(項) 終戦処理通信費 航空保安庁

四七九、〇〇〇

概算拂の精算未了

(項) 終戦処理既定調達費 横浜特別調達局外五箇所

一一一、一六四、七八六

前金拂の精算未了  
証明済調査中

(部) 解除物件処理費

(款) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費 仙台特別調達局

二七二、二一六

概算拂の精算未了

(部局) 財務部

(部) 行政部費

(款) 大藏省

(項) 財務局 東京国税局

一、二四六、一九五

質問に對する回答未済

(部局) 国税局

(部) 行政部費

(款) 大藏省

(項) 財務局 関東信越国税局外二箇所

五、四九三、四三三

質問に對する回答未済  
回答済調査中

(部局) 財務署

(部) 行政部費

(款) 大藏省

(項) 財務局 関東信越国税局外二箇所

五、四九三、四三三

質問に對する回答未済  
回答済調査中

(部局) 財務署

(部) 行政部費

(款) 大藏省

(項) 財務局 関東信越国税局外二箇所

五、四九三、四三三

質問に對する回答未済  
回答済調査中

(部局) 財務署

(部) 行政部費

(款) 大藏省

(項) 財務局 関東信越国税局外二箇所

五、四九三、四三三

質問に對する回答未済  
回答済調査中

(部局) 財務署

(部) 行政部費

(款) 大藏省

(項) 財務局 関東信越国税局外二箇所

五、四九三、四三三

質問に對する回答未済  
回答済調査中

(部局) 財務署

(部) 行政部費

(款) 大藏省

(項) 財務局 関東信越国税局外二箇所

五、四九三、四三三

質問に對する回答未済  
回答済調査中

AK

(附表第一) 昭和二十四年度一般会計決算未確認額表

二五一

質問に對する回答未済  
回答済調査中  
犯罪に關し調査中

五、四九三、四三三  
四、〇〇六、一一七  
一、四〇八、二六六

概算拂の精算未了  
証明済調査中  
前金拂の精算未了  
概算拂の精算未了  
証明済調査中

六九、九九四、九二七  
六四、一〇七、五三八  
四七九、八一九、一〇九  
三五、五二五、一〇〇  
二四、八八六、五二四  
五〇、九二〇、〇四一  
九八三、一三三

証明済調査中  
回答済調査中  
前金拂の精算未了  
概算拂の精算未了  
証明済調査中  
質問に對する回答未済  
証明済調査中

一〇、八八一、〇三三  
三、〇〇〇、〇〇〇  
三、三三三、四〇〇  
一、七、〇〇一、七三三  
一、三、九一七、〇七四  
三、四八七、七六四  
五、〇〇六、〇〇〇  
二八、九一六、〇六四  
一七〇、四四九、二〇六



(附表第一) 昭和二十四年度一般会計決算未確認額表

(部) 行政部費

(款) 大蔵省

(項) 税務署 広島国税局外四箇所

一一、七九三、六七四

質問に対する回答未済  
回答済調査中  
犯罪に關し調査中

五、五八、六九〇  
四二、三九二  
五、八四三、五九三

厚生省

(部局) 厚生省公衆衛生局

(部) 保險衛生費

(款) 公衆衛生費

(項) 水道費補助 神奈川県

五、〇〇〇、〇〇〇

質問に対する回答未済

農林省

(部局) 農林省農地局

(部) 公共事業費

(款) 公共事業費

(項) 一般公共事業費 東京農地事務局

四九、四〇二、四八八

同

(部局) 農林省農業改良局

(部) 産業經濟費

(款) 農業費

(項) 農業統計調査費 岡山作物報告事務所

六、八一、三〇一

回答済調査中

通商産業省

(部局) 資源庁鉱山局

(部) 産業經濟費

(款) 鉱業費

(項) 重要鉱物増産対策費

資源庁

五、七七五、〇〇〇

概算拂の精算未了

(部局) 電気試験所

(部) 産業經濟費

(款) 商工業費

(項) 電気試験所 工業技術庁

一、二六〇、〇〇〇

質問に対する回答未済

運輸省

(部局) 氣象官署

(部) 教育文化費

(款) 學術教育調査研究費

(項) 氣象官署 東京管区氣象台

二、〇五〇、〇〇〇

犯罪に關し調査中

(部局) 海上保安本部

(部) 行政部費

(款) 運輸省

(項) 海上保安本部 八戸海上保安部

一、〇〇〇、〇〇〇

同

(附表第二) 昭和二十四年度一般会計決算未確認額表

A  
K



(附表第一) 昭和二十四年度一般会計決算未確認額表

建設省

(部局) 建設省河川局

(部) 公共事業費

(款) 公共事業費

(項) 一般公共事業費

中国地方建設局外一箇所

一、一四五、三二八

犯罪に關し調査中

二五四

經濟安定本部

(部局) 物価庁

(部) 物価調整費

(款) 安定帶物資価格調整費

(項) 特定産業向石炭

物

価

庁

一、四五三、一一八、〇〇〇

概算拂の精算未了

(項) 価格調整補給金

同

同

同

一、〇〇八、二三六、〇〇〇

同

(項) 肥料価格調整補給金

同

同

同

二、五八八、〇一二、〇〇〇

同

(項) ソード価格調整補給金

同

同

同

七六三、五五七、〇〇〇

同

歳出計

一八、〇七二、四八〇、一二七

歳入歳出合計

一八、一七八、三三九、〇九六

附表第二 昭和二十四年度各特別会計決算未確認額表

(昭和二十五年十二月三十一日現在)

所管、會計名、歳入出、款、項

証

明

庁

金

額

事

由

法務府

外国貿易特別円資金 歳入

款 外国貿易特別円資金收入

項 財産收入 東京都外一箇所

一八三、五四八

証明済調査中

大蔵省

財産税等収入金 歳入

款 租 税

項 財産 税 小石川稅務署外一七箇所

三六〇、〇〇〇

質問に対する回答未済  
回答済調査中

三四〇、〇〇〇  
二〇、〇〇〇

項 戦時補償特別税 麴町稅務署外二二箇所

一、一二〇、〇〇〇

質問に対する回答未済  
回答済調査中

九八〇、〇〇〇  
一四〇、〇〇〇

財産税等収入金 歳出

款 財産税等収入金支出

項 管理処分費 熊本國稅局外一箇所

一、九〇九、一六四

証明済調査中

農林省

薪炭需給調節 歳出

款 薪炭需給調節費

(附表第二) 昭和二十四年度各特別会計決算未確認額表

二五五

A  
KA



(附表第二) 昭和二十四年度各特別会計決算未確認額表

項 事 業 費	林 野 庁 外 一 箇 所	六三七、九七〇、四三〇 円	証明未済 質問に対する回答未済	二五六
款 国有林野事業費			証明済調査中	三六、〇七、六三三
項 管 理 費	秋田営林局外一箇所	一〇、二二二、六六四	回答済調査中	六〇、八〇、二〇六
通商産業省				一、〇三、六九三

通商産業省

アルコール専売事業 歳入

款 雑 收 入

項 雑 收 入 東京通商産業局

三七五、五三一 質問に対する回答未済

貿 易 歳入

清算勘定

款 食糧貿易公団清算収入

項 食糧貿易公団清算

通 商 産 業 省 二五四、〇九一、六一九 同

款 原材料貿易公団清算収入

項 原材料貿易公団清

算収入 同 一、七〇〇、一一五、八〇七 同

貿 易 歳出

清算勘定

款 食糧貿易公団清算費

項 食糧貿易公団清算

費 同 一一九、二九八、〇八四 同

款 原材料貿易公団清算費

項 原材料貿易公団清

算費 同 一、六八六、八〇二、二七八 同

電気通信省

電気通信事業 歳出

款 事業 支出

項 事 業 費

電気通信省経理局外一箇所 四五、二六〇、二四二 証明済調査中

勞 働 省

労働者災害補償保険 歳出

款 保 險 金

項 保 險 金

新潟労働基準局 三〇〇、〇〇〇 同

失業保険 歳入

款 失業保険収入

項 保 險 料 收 入

兵 庫 県 四、四二七、五二一 犯罪に關し調査中

合 計 歳入計

歳出計

一、九六〇、六七四、〇二六  
二、五〇一、七五二、八六二

(附表第二) 昭和二十四年度各特別会計決算未確認額表

A  
KA



附表第三 既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表

(昭和二十五年十二月三十一日現在)

年度、歳入出、部、所管、款、項	前年度までの未確認額		本年度確認額		未確認残額
	金額	証明事由	金額	証明事由	
昭和二十一年度					
歳入臨時部					
第二款臨時雑収入	三、二四〇、五五八		三、二四〇、五五八		
第三款特別雑収入	三、二四〇、五五八		三、二四〇、五五八		
歳出臨時部					
大蔵省					
第四款終戦処理費					
第一項終戦処理費	四五六、七二四、二四三		四五六、七二四、二四三		
歳入歳出合計	四五九、九五四、八〇一		四五九、九五四、八〇一		
昭和二十二年度					
歳入					
第一部租税及印紙収入					
第一款租税					
第一項所得税	一、一九八、〇〇〇	日本橋税務署外入箇所	一、〇一三、〇〇〇	質問に対する回答未済	
第二項増加所得税	五九、〇〇〇	杉並税務署外一箇所	七、〇〇〇	同	
第三項法人税	二七〇、〇〇〇	日本橋税務署外三箇所	七〇、〇〇〇	同	
第四項特別法人税	一〇、〇〇〇				
第五項相続税	九、〇〇〇				
第七項清涼飲料税	一〇、〇〇〇	日本橋税務署	一〇、〇〇〇	同	
第十項物品税	一〇、〇〇〇	日本橋税務署外二箇所	四一、〇〇〇	同	
第十三項通行税	一〇、〇〇〇				
第十四項入場税	一三、〇〇〇	日本橋税務署外一箇所	一三、〇〇〇	同	
第十九項非戦災者特別税	三、〇〇〇				
歳入計	一、六二〇、〇〇〇		一、三六五、〇〇〇		三五四、〇〇〇
歳出					
大蔵省					
第十九部終戦処理費					
第一款終戦処理費					
第一項終戦処理費	三、一六三、九二一、五二九	岩手県外一箇所	八、九五五、九九九	証明済調査中 犯罪に関し調査中	三、〇〇〇、〇〇〇 六、九五五、九九九

(附表第三) 既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表

A  
K



(附表第三) 既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表

第十部 産業經濟費

第十款 商工業費

第十二項 物資需給調整費

歳出計	三、一八三、九四三、七九〇	三、一七四、九六六、七九一	八、九五五、九九九
歳入歳出合計	三、一八五、六三三、七九〇	三、一七六、三五一、七九一	九、二八〇、九九九

昭和二十三年度

歳入

第一部 租税及印紙收入

第一款 租税

第一項 所得税	六、三三四、〇〇〇	五、三七九、〇〇〇	九、五五、〇〇〇	麴町税務署外一 二四箇所
第二項 増加所得税	五七、〇〇〇	四六、〇〇〇	一一、〇〇〇	麻布税務署外二 箇所
第三項 法人税	九、九九九、六〇〇	四、三五六、〇〇〇	五、五九三、六一〇	麴町税務署外三 九箇所
第四項 特別法人税	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	浅草税務署外一 五箇所
第五項 相続税	二八八、〇〇〇	二五五、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	立川税務署外一 〇箇所
第六項 非戦災者特別税	三〇三、〇〇〇	一九三、〇〇〇		
第七項 酒税	三七、〇〇〇	三七、〇〇〇		
第八項 清涼飲料税	一四、〇〇〇	二四、〇〇〇		
第九項 砂糖消費税	一、〇〇〇	一、〇〇〇		

第十項 織物消費税	三三、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	二〇、〇〇〇	中京税務署外一 箇所
第十一項 物品税	一、二三五、〇〇〇	一、一五二、〇〇〇	八四、〇〇〇	日本橋税務署外 七箇所
第十二項 取引高税	八五九、〇〇〇	六三三、〇〇〇	二四六、〇〇〇	日黒税務署外一 三箇所
第十三項 有価証券移転税	一六二、〇〇〇	一六二、〇〇〇		
第十四項 通行税	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	豊島税務署 同
第十五項 入場税	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇		
第二部 官業及官有財産收入				
第二款 官業収入				
第一項 刑務所収入				
第三款 官有財産收入				
第一項 官有財産貸付料				
第二項 官有財産売却代				
第五項 有償管理換收入				
第三部 雑収入				
第一款 雑収入				
第九項 弁償及返納金	一、四四〇、〇〇〇	一、四四〇、〇〇〇	三六、〇〇〇	岡山税務署外四 箇所
第十四項 雑収入	一五五、七八四	一五五、七八四		
歳入計	八五、七七、五九〇	七六、六四、九九〇	七、一三〇、六一〇	

(附表第三) 既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表

A  
KA



(附表第三) 既往年度一般會計決算未確認額中検査確認額表

歳出		
裁判所		
第三部裁判所費		
第一款裁判所		
第一項最高裁判所	一、八二四、一三五	一、八二四、一三五
第二款裁判所共通費		
第二項營繕費	五、八六七、一一〇	五、八六七、一一〇
總理府		
第十一部価格調整費		
第一款価格調整費	三、三〇四、五二〇、一三五	三、三〇四、五二〇、一三五
第一項価格調整費		
第十四部地方財政費		
第三款 地方公共団体職員費補助		
第一項 地方公共団体職員費補助	四六、三四一、二五八	四六、三四一、二五八
第十八部終戦処理費		
第一款終戦処理費		
第一項終戦処理事務費	三、五〇八、四一〇	三、五〇八、四一〇
法務府		

第五部 司法及警察費

第二款行刑費		
第二項收容費	九二、六〇八、一五九	九二、六〇八、一五九
第三款保護費		
第三項矯正院	一、二七四、三三三	一、二七四、三三三
第四項保護收容費	一九、八九九、〇二四	一九、八九九、〇二四
第五項少年觀護所	五一九、三〇七	五一九、三〇七
第十部公共事業費		
第一款公共事業費		
第一項事務費	九、七七	九、七七
第二項事業費	一三三、二六〇、九六四	一三三、二六〇、九六四
第十三部行政共通費		
第一款官庁營繕費		
第一項新營費	一七、四六五、八九六	一七、四六五、八九六
第二項補修費	二、五五九、八六九	二、五五九、八六九
第二款諸支金		
第一項諸支金	六〇七、一三三	六〇七、一三三
第三款 價格補正等特別補充費		

(附表第三) 既往年度一般會計決算未確認額中検査確認額表

A  
KA



(附表第三) 既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表

第一項 價格補正等特別補充費	一、七〇四、四四八	一、七〇四、四四八	
大蔵省			
第四部 行政部費			
第八款 大蔵省			
第四項 財務局	五、一九五、三四四	五、一九五、三四四	
第五項 稅務署	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	
第十八部 終戰處理費			
第一款 終戰處理費	三、〇一八、三九二	三、〇一八、三九二	
第一項 終戰處理事務費	八、八八五、〇〇五、〇六八	八、八八五、〇〇五、〇六八	
第二項 終戰處理事業費	五三、九五三、九五七	五三、九五三、九五七	
第三項 終戰處理雜業務費	二五二、四三三、九五二	二五二、四三三、九五二	
第十九部 連合國財産返還費			
第一款 連合國財産返還費	九五、九九四、九五二	九五、九九四、九五二	
第二項 賠償施設處理費	二〇、五九〇、〇〇〇	二〇、五九〇、〇〇〇	
第二部 賠償施設處理費			
第一款 賠償施設處理費	二〇、五九〇、〇〇〇	二〇、五九〇、〇〇〇	
第二項 賠償施設管理費			
第三項 賠償施設撤去費	六五、四五七、四九〇	六五、四五七、四九〇	
農林省			
第九部 産業經濟費			
第六款 畜産費	三八、九一五、五三六	三八、九一五、五三六	
第十部 公共事業費			
第一款 公共事業費	五二、四五三、一九八	五二、四五三、一九八	
第二款 公共事業費			
商工省			
第六部 教育文化費			
第十款 學術教育調査研究費	二九七、九九六	二九七、九九六	
第十七項 電氣試驗所			
第九部 産業經濟費			
第八款 商工業費	二四、六〇一	二四、六〇一	
第二項 工業試驗所	一六、七五〇、二六三	一六、七五〇、二六三	
第十六項 物資需給調整費			
第十款 鋳業費	一、七九四、三七八	一、七九四、三七八	
第四項 炭鋳技術研究所			
東京都外七箇所			
運輸省 概算拂の精算未了	二五、八八二、二〇四	二五、八八二、二〇四	
東京都外七箇所	七、三四三、〇五四	七、三四三、〇五四	
証明済調査中	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	

概算拂の精算未了  
 質問に対する回答未済  
 証明済調査中

運輸省 概算拂の精算未了

第三項 賠償施設撤去費	六五、四五七、四九〇	六五、四五七、四九〇
農林省		
第九部 産業經濟費		
第六款 畜産費	三八、九一五、五三六	三八、九一五、五三六
第十部 公共事業費		
第一款 公共事業費	五二、四五三、一九八	五二、四五三、一九八
第二款 公共事業費		
商工省		
第六部 教育文化費		
第十款 學術教育調査研究費	二九七、九九六	二九七、九九六
第十七項 電氣試驗所		
第九部 産業經濟費		
第八款 商工業費	二四、六〇一	二四、六〇一
第二項 工業試驗所	一六、七五〇、二六三	一六、七五〇、二六三
第十六項 物資需給調整費		
第十款 鋳業費	一、七九四、三七八	一、七九四、三七八
第四項 炭鋳技術研究所		

(附表第三) 既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表

A  
KA



(附表第三) 既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表

第十三部 行政共通費		
第二款 諸支出金		
第一項 諸支出金	六四、三〇	六四、三〇
運輸省		
第九部 産業經濟費		
第一款 海運費		
第十二項 船舶運営會補助	六三九、三四、八七	六三九、三四、八七
第十部 公共事業費		
第一款 公共事業費		
第二項 事業費	一四七、六四七、七〇	一四七、六四七、七〇
建設省		
第十部 公共事業費		
第一款 公共事業費		
第二項 事業費	五三、六五〇、八七〇	五三、六五〇、八七〇
歲出計	一四、三四、一七、七八	一三、八九、五三、四六〇
歲入歲出合計	一四、四八、九五、三〇八	一三、九三、五八、四四〇
		四八、六六、二五八
		四五、七九、八六八

附表第四

既往年度各特別会計決算未確認額中検査確認額表

(昭和二十五年十二月三十一日現在)

年度、所管、會計名、歳入出、 款、項	昭和二十二年 度	前年度までの未 確認額	本年度確認額	未 確 認 額	確 認 額	証 明 行 事 由
大 蔵 省						
財産税等収入金 歳入						
款 租 税						
項 財 産 税	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	九九、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	麹町税務署外 七箇所
項 戦時補償特別税	四一、〇〇〇	四一、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	麹町税務署外 五箇所
通 信 省						
通 信 事 業 歳 出						
款 事 業 支 出						
項 建 設 改 良 費	一、〇一〇、三三	一、〇一〇、三三	一、〇一〇、三三	一、〇一〇、三三	一、〇一〇、三三	質問に対する回答未済 未済に對する回答 一四〇、〇〇〇
合 計	一、〇一〇、三三	一、〇一〇、三三	一、〇一〇、三三	一、〇一〇、三三	一、〇一〇、三三	質問に対する回答未済 未済に對する回答 一四〇、〇〇〇
昭和二十三年 度						
合 計						
歳 入 計						
歳 出 計						

(附表第四) 既往年度各特別会計決算未確認額中検査確認額表

A  
KA



(附表第四) 既往年度各特別会計決算未確認額中検査確認額表

大 蔵 省

財産税等収入 歳入			
款 租			
項 財 産 税	1,106,000	1,148,000	58,000
項 戦時補償特別税	2,059,000	1,010,000	1,049,000
農 林 省			
食糧管理 歳出			
款 食糧管理費			
項 事 業 費	37,428,382,430	37,428,382,430	
薪炭需給調節 歳出			
款 薪炭需給調節費			
項 事 業 費	9,999,999	9,999,999	
国有林野事業 歳出			
款 国有林野事業費			
項 管 理 費	491,600	491,600	
商 工 省			
アルコール専売事業 歳出			
款 アルコール専売事業費			

麹町税務署外 質問に対する回答未済  
 二五箇所  
 麹町税務署外 質問に対する回答未済  
 三八箇所  
 未済 質問に対する回答  
 回答済調査中 233,000

A  
KA

(附表第四) 既往年度各特別会計決算未確認額中検査確認額表

項 事 業 費	235,853,396	235,853,396
貿易資金 歳出		
款 貿易運営費		
項 事 務 費	833,540	833,540
項 諸 支 出 金	3,431,046	3,431,046
運 輸 省		
国有鉄道事業 歳入		
款 事 業 收 入		
項 事 業 收 入	808,344,566	808,344,566
項 雑 收 入	999,460	999,460
国有鉄道事業 歳出		
款 総 係 費		
項 総 係 費	157,477,833	157,477,833
款 業 務 費		
項 業 務 費	3,122,780,236	3,122,780,236
款 建設改良費		
項 建設改良費	1,675,442,255	1,675,442,255
通 信 省		



(附表第四) 既往年度各特別會計決算未確認額中檢查確認額表

通信事業 歲入		
款 事業 收入		
項 業務 收入	二五八 円	三五八 円
通信事業 歲出		
款 事業 支出		
項 總 係 費	二、七〇五、八八四	二、七〇五、八八四
項 建設改良費	二〇、三六七、八三九	二〇、三六七、八三九
合計	八三、四七九、三三四	八二、三六六、三三四
歲 入 計	四、六六七、七五八	四、六六七、七五八
歲 出 計	四、六六七、七五八	四、六六七、七五八
合計	一、〇三三、〇〇〇 円	

附表第五 昭和二十四年度政府關係機關決算檢查未完了額表

(昭和二十五年十二月三十一日現在)

政府關係機關名、收入支出、款項	證明機關	金額	事由
價格調整公団 收入			
款 價格調整公団 收入			
項 價格調整公団 收入	價格調整公団	一一、七七一、七九三、〇〇〇 円	調査中
肥料配給公団 收入			
款 肥料配給公団 收入			
項 肥料配給公団 收入	肥料配給公団	二、五九〇、五六一、一〇九	同
肥料配給公団 支出			
款 肥料配給公団 支出			
項 肥料配給公団 支出	肥料配給公団	二、八二〇、三〇一	同
産業復興公団 支出			
款 産業復興公団 支出			
項 産業復興公団 支出	産業復興公団	四八五、八四〇、五八二	同
配炭公団 支出			
項 配炭公団 支出			

(附表第五) 昭和二十四年度政府關係機關決算檢查未完了額表

A3  
KA



A3  
KA

(附表第五) 昭和二十四年度政府關係機關決算検査未完了額表

款	項	支出	金額	調査中
款	配炭公団	支出		
項	配炭公団	支出	一三、一二〇、三〇一、六七一	調 査 中
款	鉱工品貿易公団	支出		
項	鉱工品貿易公団	支出	一一、二四〇、五五八、三七五	同
款	織維貿易公団	支出		
項	織維貿易公団	支出	五、〇〇〇、四三七、〇〇二	同
款	石油配給公団	支出		
項	石油配給公団	支出	二〇、三六七、八八三	同
款	船舶公団	支出		
項	船舶公団	支出	二三、二七八、九五八	同
合計	收入	計	一四、三六一、三五四、一〇九	
合計	支出	計	二九、九九三、六〇四、七七二	



A3

KA

1-150  
2

(印刷製造)



~~A343~~

R343.8

~~KA21~~

KA186~~r2~~



